

平成25年第 1 回定例会

一宮町議会会議録

平成 25 年 3 月 4 日 開会

平成 25 年 3 月 11 日 閉会

一宮町議会

平成25年第1回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（3月4日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針	5
一般質問	14
鵜野澤 一 夫 君	15
志 田 延 子 君	20
袴 田 忍 君	26
小 安 博 之 君	31
藤 乗 一 由 君	36
鶴 岡 巖 君	40
秋 場 博 敏 君	52
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	66

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第27号～議案第31号の上程、説明、委員会付託	95
休会の件	101
散会の宣告	101

第 2 号 (3月11日)

出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	103
職務のため出席した事務局職員	103
議事日程	103

開議の宣告	105
議事日程の報告	105
議案第27号～議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決	105
同意案第1号の上程、説明、採決	128
同意案第2号の上程、説明、採決	130
閉会の宣告	132
署名議員	133

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 4 日 （ 月 ）

平成25年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成25年3月4日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	鵜沢清永	2番	鵜沢一男
3番	小安博之	4番	藤乗一由
5番	袴田忍	6番	鵜野澤一夫
7番	吉野繁徳	8番	志田延子
9番	高梨邦俊	10番	室川常夫
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	中村新一郎	14番	秋場博敏
15番	鶴岡巖	16番	森佐衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
まちづくり 推進課長	齋藤文雄	税務課長	森田善宏
住民課長	牧野一弥	福祉健康課長	中山好弘
都市環境課長	小関義明	産業観光課長	岡本和之
保育所長	井上高子	会計管理者	渡邊幸男
教育課長	丸正夫	農業委員会 事務局長	白井喜治

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	小柳一郎	書記	御園生加代子
------	------	----	--------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	一般質問

日程第六	議案第 1 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
日程第七	議案第 2 号	一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第八	議案第 3 号	一宮町一般職員の給与に関する条例及び一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第九	議案第 4 号	町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第十	議案第 5 号	一宮町防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第十一	議案第 6 号	一宮町情報公開条例の一部を改正する条例について
日程第十二	議案第 7 号	一宮町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第十三	議案第 8 号	一宮町介護保険運営協議会設置条例の制定について
日程第十四	議案第 9 号	一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第十五	議案第 10 号	一宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第十六	議案第 11 号	一宮町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
日程第十七	議案第 12 号	一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第十八	議案第 13 号	一宮町都市下水路の構造及び維持管理の基準を定める条例の制定について
日程第十九	議案第 14 号	一宮町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の制定について
日程第二十	議案第 15 号	一宮町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
日程第二十一	議案第 16 号	一宮町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
日程第二十二	議案第 17 号	一宮町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について
日程第二十三	議案第 18 号	一宮町市民農園設置管理条例の制定について
日程第二十四	議案第 19 号	町道路線の認定について
日程第二十五	議案第 20 号	町道路線の廃止について

- 日程第二十六 議案第 2 1 号 町道路線の変更について
- 日程第二十七 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度一宮町一般会計補正予算（第 7 次）議定について
- 日程第二十八 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第二十九 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第三十 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第三十一 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 次）議定について
- 日程第三十二 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度一宮町一般会計予算議定について
- 日程第三十三 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
- 日程第三十四 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第三十五 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第三十六 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第三十七 休会の件

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（森 佐衛君） 皆さんおはようございます。

早朝より、まだ寒い中、ご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

ただいまから平成25年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 佐衛君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（森 佐衛君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、13番、中村新一郎君。

○議会運営委員長（中村新一郎君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

平成25年第1回一宮町定例議会に提案されたものは、町長の施政方針のほか、一般質問は7名の議員から出されております。条例は、制定12件、改正6件、町道路線の認定・廃止・変更が3件、平成24年度一般会計及び特別会計の補正予算5件、平成25年度の予算は、一般会計及び特別会計の5件であります。同意案件2件。

以上を勘案いたしまして、会期につきましては、本日3月4日から3月11日までの8日間といたしたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（森 佐衛君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（森 佐衛君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。

これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 佐衛君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

5番、袴田 忍君、6番、鵜野澤一夫君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（森 佐衛君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日から11日までの8日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から11日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森 佐衛君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から平成25年第1回議会定例会の概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から平成25年第1回議会定例会の概要報告書、議会推薦一宮町農業委員会委員から会議概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。

これをもってご了承願います。

◎町長の施政方針

○議長（森 佐衛君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第1回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方

には、公私ともご多用にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

常日ごろ、議員の各位並びに町民の皆様方には、町政の執行に当たり、温かいご支援とご協力をいただき、おかげをもちまして平成24年度に計画いたしました各種事業も順調に進展いたしております。心からお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会には、平成25年度の一般会計及び特別会計の予算案を初め、条例の制定、条例の一部改正、町道路線の認定・廃止・変更、平成24年度の一般会計ほか特別会計の補正予算案、同意案など、33の案件を提案いたしました。ご審議をいただくに当たり、各種施策と施政方針につきまして所信の一端を申し上げます。

初めに、新年度予算について申し上げます。

新年度予算の編成に当たりましては、平成22年度から財政調整基金に頼ることのない予算編成を目指し、ゼロベースからの必要経費の積み上げや政策的な経費の事業評価など、徹底した経費節減に努めてまいりました。

しかしながら、歳入の根幹をなす町税は、前年度並みに確保できたものの、地方交付税は、国の出口ベースで平成19年度以来6年ぶりに減額となったことを受けまして、我が町でも減額計上となっております。また、歳出では、社会保障経費が年々増加しており、4年ぶりに財政調整基金を取り崩すといった、大変厳しい予算編成作業となりました。

予算規模ですが、一般会計は、前年度と比較しますと7億2,800万円増加の43億6,700万円となり、平成16年度に次ぐ過去2番目の予算規模となりました。これは、役場庁舎の建設事業が主な要因であります。好評であります「にこにこサービス」や高齢者世帯などを見回る「まごころの見守り訪問事業」のほか、子ども医療費を高校1年生まで拡大して助成するなど、子供からお年寄りまで、安心して暮らせるまちづくりに重点を置いたことによるものです。そのほかにも、東日本大震災を教訓とした地域防災計画の策定や、都市計画見直しに向けたマスタープラン策定なども盛り込み、よりよいまちづくりにも目を向けた予算配分となりました。

国民健康保険事業など4つの特別会計は、合計で26億3,377万円となり、前年度と比べ8,103万8,000円の増加となりました。

今後、公債費や社会保障費など削減不可能な経費の上昇が見込まれ、大変厳しい財政状況が続くものと思われませんが、さらなる検討を加え、住民と協働のまちづくりを着実に進められるよう努力してまいります。

次に、防災関係ですが、避難所に指定されている一宮小学校に防災倉庫を設置するとともに、備蓄品の整備に努めてまいります。また、地域防災計画の見直しについては、8月ごろまでに素案を作成し、住民の皆さんから意見等を募集するパブリックコメント等を実施し、見直しが完了するのは11月末の予定です。

次に、新庁舎の建設につきましては、一宮町役場新庁舎建設事業審査会にて、提案内容と価格を総合評価した結果、株式会社フジタ東関東支店を選定し、一宮町臨時議会の議決を経て、6億1,992万円で契約いたしました。

新庁舎の概要は、総床面積2,309平米、鉄筋コンクリート4階建て、災害に備えて通常の建物よりも1.5倍強い構造で建設し、津波の一時避難所や防災対策本部としても使用します。また、LED照明や太陽光発電パネル、車椅子対応のエレベーターや多機能トイレなどを設置し、環境や人に優しい庁舎を建設します。

今後は、設計業務の後、7月から本体工事に着工し、平成26年3月末の完成を目標としております。

なお、駐車場等の外構工事を含めた完成は、平成26年10月になる予定でございます。安心安全な新庁舎の建設に向け、関係者の皆様のご協力をお願いいたします。

次に、国民宿舎一宮荘跡地に整備を進めております一宮海岸広場については、駐車場と公衆トイレ以外の部分について、住民の憩いの場所として、また地域活性化にもつながることを目標に、多目的広場を整備する予定でございます。これに伴い、新年度予算に測量業務委託50万円、設計業務委託として216万3,000円を計上しております。本事業に当たりましては、「大塚実海と緑の基金」を活用し、周囲の自然環境と調和した広場の整備を推進してまいります。

次に、まちづくり町民提案事業については、平成24年度から「子育てサポート預かりあいスマイルタウン」や「郷土祭り盛り上げプロジェクト」などの新しい活動が、住民主体で始まっております。また、課題提示型として道の駅実証実験に取り組む団体を募集したところ、若手農家の皆さんが中心となり、計10回の販売イベントが今年の夏から秋にかけて開催されました。新年度予算においても、団体提案型補助金150万円、道の駅をテーマとした課題提示型委託料50万円を計上し、住民協働によるまちづくりを今後も継続してまいります。

次に、上総一ノ宮駅東口開設につきましては、コンサルタントに業務委託し、基本計画書を作成いたしました。本計画書は、今後JRと正式協議するための基礎資料であり、現時点でJRが内容を認めたものではございません。事業費については、他の駅の工事費の実績を

もとに、最も費用のかからない設備条件で試算した結果、おおむね5億円程度かかることが推測されております。東口開設に当たりましては、多額の事業費の確保や都市計画法の条件など、数々の課題がありますが、関係者と協議を重ねまして早期の実現に努めてまいります。

次に、住民基本台帳関係では、昨年、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、住民基本台帳に記載されている外国人の住民についても、本年7月8日から住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始されます。対象となる外国人の住民には、日本人と同様に住民票コードが記載され、住所地以外での住民票の交付や住民基本台帳カードの交付が受けられるようになります。

次に、国民健康保険事業ですが、昨年12月以降の驚異的なインフルエンザの流行や高度な医療を要する特定疾病患者の増加等により、医療費が急激な伸びをみせていることから、基金を2,200万円取り崩して不足分の歳入に充当したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、平成25年度の国民健康保険事業の運営は、少子高齢化の進展や医療の高度化等に伴う医療費の増加に加え、低経済成長及び就業構造の変化による低所得者の増加により、国民健康保険の財政状況が引き続き非常に厳しい状況が予想されております。

このような中、歳入の保険給付費については、医療費の動向、国・県の交付金等を考慮し、ほぼ前年度並みで計上しております。

歳出では、40歳から74歳までの方に実施しております特定健康診査事業及び特定保健指導事業につきましては、国民健康保険加入者の皆様方に、生活習慣病の予防と早期発見のため、一人でも多くの方に検査していただけるよう、対象者全員に貧血検査や腎臓の機能低下をチェックする「血清クレアチニン検査」を本年度に引き続き新年度も積極的に実施し、腎臓病等の予防と透析患者の増加を食いとめ、今後の医療費の削減に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度ですが、保険料率は国から示された医療給付費等の伸び率や県内の被保険者数の増加をもとに算定され、千葉県後期高齢者医療広域連合で決定しておりますので、今後も引き続き国や県の動向を注視し、被保険者の方に支障のないよう周知や窓口の対応を図ってまいります。

次に、高齢者等を地域全体で見守る一宮町地域支援ネットワーク事業でございますが、地域にお住まいの方々が一体となり、見守りや話し相手など地域の人たちでできることを行っていただき、誰もが地域の中で孤立することなく安心して生活できるまちづくりを進めようとするものです。

そこで、まずは関係団体の長で構成するネットワーク会議を昨年11月に開催し、安否確認の協力事業者として、新聞の販売店、ヤクルト販売所など8つの事業所と協定を締結いたしました。新年度も事業推進のためのネットワーク会議の開催、民間事業者との協定を進めてまいります。

また、独居高齢者宅の見守り訪問事業は、「まごころの見守り訪問事業」として行っていくとともに、要援護者台帳の整備、緊急通報装置の設置を促進し、弱者対策を充実してまいります。

次に、昨年8月に制定された子ども・子育て関連三法に基づき子育て環境の整備を図るため、子ども・子育て支援計画を策定する検討会を設置いたします。その中で老朽化する一宮保育所の移設も検討してまいります。

次に、健康関係事業でございますが、主なものが広報に毎月保健センターの行事として掲載されております。町民の皆様方の健康のための各種健診事業、健康増進事業、特定健診、母子保健事業、予防接種事業、子ども医療費助成事業、食生活改善事業等、50以上の事業を実施しております。

新年度は、これらの事業を継続実施するとともに、乳がん、子宮がん検診については、特に受診率の向上、早期発見のため、土曜日の検診も実施する予定でございます。

一宮町子ども医療費助成事業は、8月1日から一宮町独自に現行の中学3年生までを高校1年生までに拡大して助成を行います。また、医師が入院養育を必要と認めた未熟児養育医療の給付を、これは今まで県が実施しておりましたが、これからは町で行います。

このように健康増進と人口増にも寄与するべく健康対策を推進してまいります。

次に、介護保険事業ですが、新年度は被保険者の増加のピークを迎えます。これに伴い、要介護認定者数の増加も確実に見込まれ、保険給付費は、前年度実績をもとに予算計上いたしました。増加は明らかであります。こうしたことから、新年度は、介護給付費の抑制を図るため、介護予防教室に重点を置きたいと考えております。

新規事業としては、24年度から一部地区でモデル事業として実施している介護度重度化防止対策事業を本格的に開始します。この事業は、県の100%補助事業でございます。県の研修を修了した5人の推進員が各地区に出張して介護予防教室を行うもので、身近な集会所が会場となります。体験した高齢者の皆さん方からは好評いただいております。

また、介護度重度化防止対策ボランティアも育成し、推進員の補助や地元の集会所などでの介護の予防活動を行っていただきます。

次に、町の単独事業では、日本体育協会公認上級コーチの室川さんによる健康運動教室を開催します。この教室は、白子町や睦沢町で実績があり、卒業生がボランティアとして地元で介護予防教室を開いていただける、人材の育成を目的としております。

なお、この教室は、65歳以上の高齢者が対象ですが、40歳以上の方の参加も可能とします。

次に、これまで社会福祉協議会で実施してきた紙おむつの支給を、介護保険事業の国及び県の補助対象事業として実施します。助成額につきましては、これまでの年1万4,000円から3万6,000円に拡大いたします。

次に、土木事業ですが、町道の整備につきましては、今年度も各地区からの要望をもとに、優先順位評価基準や現場踏査による整備箇所の選定を行い、道路機能の改善と維持、向上及び安全性確保に努めてまいります。

また、平成24年度から事業を開始している、天道跨線橋通り、町道1-7号線の道路改良工事については、社会資本整備総合交付金事業として用地買収及び一部本工事に入ります。

次に、海岸侵食対策でございますが、県との共催で実施している、一宮の魅力ある海岸づくり会議が、去る2月23日に開催され、2号と3号のヘッドランドの間において実施予定の小突堤の築造及び養浜計画及び3号と4号のヘッドランドの間の養浜計画についての協議を行いました。協議の中で、今回の計画について、実際に工事を実施しているところを見てみたいという意見があり、次回会議は茅ヶ崎の海岸を視察する形で開催することになりました。

次に、県の道路事業でございますが、南総一宮線について、2月16日に地元住民に対し、説明会を実施し、現在の状況、今後の事業などを長生土木事務所から説明を行ったところでございます。千葉県としても鋭意努力し早期完成を目指すとのことであり、町としても積極的に協力をしてまいります。

次に、一宮川の改修事業ですが、一宮川に残る中州の撤去については、県では、最終手段として土地収用法による解決を図るために、一宮川河川整備計画を策定し、25年度中を目標に国の認可を取るべく作業中であり、その後、収用法により用地取得を行い、2年から3年で中州を撤去するということを目指しているとのことであります。

次に、交通安全対策事業ですが、交通事故防止のため、昨年と同様、小・中学校、教育委員会と通学路などの改善箇所を確認して、交通安全施設の整備充実を図ってまいります。

次に、環境関係ですが、住宅用太陽光発電システム事業は、問い合わせや申し込みが多数寄せられ、その結果、町から補助金を交付し、11件の設置がございました。環境問題の有力

な解決策となることから、今後も継続して実施いたします。

また、公共用水域の保全の観点から、くみ取り及び単独処理浄化槽のトイレを合併処理浄化槽のトイレに変更する方に補助金を交付する事業も継続してまいります。

次に、ごみ問題ですが、町民や事業所にごみの減量化、リサイクルを実践するよう啓蒙資料の配布、広報でのお知らせを通じて周知し、協力を要請してまいります。

次に、廃棄物の不法投棄対策ですが、年々道路等の公共用地への不法投棄は減少しております。しかし、個人によるテレビ、冷蔵庫等の電化製品やタイヤが不法投棄されているのが現状であり、そのために県との合同パトロールを実施し、並行して不法投棄監視員及び関係機関と連携を図り、不法投棄の防止に努めてまいります。

次に、官公庁と民間が一体となって行うボランティアによる一宮海岸、一宮川の清掃と一宮川堤防の草刈りは今年も行います。より多くのボランティアの皆さんに参加していただけるよう、町民の皆様方に広報を図ってまいります。

次に、放射能汚染問題ですが、町民が安心して暮らしていただけるために、空間放射線量の測定、農産物の放射性物質の検査、給食用食材の放射性物質の検査等を今後も継続して実施いたします。現在までの結果では、全ての放射能汚染関係の項目で、国が定める基準を下回っているか不検出で、町民の皆様の健康に影響がないと判断しております。

また、町民の皆さんが身近な生活環境の放射線量を把握するための放射線測定器の貸し出しも継続して行います。

次に、有害鳥獣から農産物と住民の生活を守ることを目的に、1月28日に発足した町民、農業団体、町の職員で構成する一宮町有害鳥獣対策協議会は、関係機関による情報の共有を図りながら、効果的な被害防止対策を講じてまいります。具体的には、有害鳥獣の隠れ場所になっている耕作放棄地の改善指導、有害鳥獣の餌場となっている農作物の廃棄の改善指導、啓蒙、国・県・町からの支援を受けて農業者に狩猟免許を取得させ、わなを購入しての有害鳥獣の捕獲、有害鳥獣の侵入を防ぐ電気柵の設置など、さまざまな対策を行う予定です。

次に、都市整備事業ですが、地震における木造住宅の安全性を確保し、震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断補助事業とあわせまして、木造住宅の耐震改修工事を行った場合、50万円を限度額として費用の3分の1を補助する「木造住宅耐震改修補助事業」を新年度から開始する予定です。

なお、東浪見土地区画整理事業につきましては、換地処分や区画整理登記が終わり、事業の解散に向けた作業を行ってまいりましたが、賦課金の徴収が一部残っていることから、千

葉県の指導により事業期間を1年間延長し、賦課金の全額徴収を目指すとともに、25年度中に解散手続に入る予定です。

都市計画関係では、都市計画の見直しのため、その基本方針となる都市計画マスタープラン策定を進めてまいります。

次に、農業関係ですが、平成25年度の水稲の作付面積につきましては、国からの配分数量から面積を換算し、昨年より約2.4ヘクタール多い264.1ヘクタールの作付面積を農業者へ配分をいたします。

次に、現在開設に向け作業を進めております市民農園ですが、1区画50平方メートルとし、37区画を貸し出す予定でおります。

なお、農園設置に当たりましては、本定例会に条例を上程いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、施設野菜や果樹などの生産施設の支援事業ですが、本年度から施設の被覆材として用いられるPOフィルムが補助の対象となったことから、リフォーム型については、ガラス温室以外の施設改修がふえ、さらに、施設の拡大や被害防止のための整備をする生産力強化型については、梨生産者の取り組みがふえ、合わせて15名の農家で総事業費約1,900万円で整備が実施され、大変好評でございました。新年度も引き続き5名の農家が事業費3,988万円で整備を行います。

次に、洞庭湖の上流にあります農業用ため池の大欠堰でございしますが、老朽化が著しいことから、平成25年度に千葉県が、国50%、県50%負担の震災対策農業水利施設整備事業により、堤体の地質調査や解析を行い、地震に対する耐震性を調べる予定です。今後、その調査を踏まえた中で県及び土地改良区とともに整備について検討していきたいと考えております。

次に、農業集落排水事業ですが、施設の老朽化が進み、機械の補修や交換が相次ぎ発生することから、修繕に係る経費の配分や維持管理が大変難しい状況となっております。そこで、新年度においては処理施設の機能診断、最適整備構想策定業務を行います。この業務は、100%国からの交付金により行うもので、各処理施設の状態を調査した上、機械設備の更新計画を立て、さらに年度年度の予算の平準化が図れるような構想を作成し、あわせて将来を見据えた施設整備の検討を行うものです。これによりまして農業集落排水施設の機能保全とともに安定した運営を目指してまいります。

次に、失業している方を短い期間雇用する緊急雇用創出事業ですが、本年度は事業費約1億420万円で12の事業に活用し成果を上げております。新年度も引き続き補助事業として事

業趣旨に沿った活用を行います。

なお、新年度事業の雇用の内訳でございますが、ノルディック観光事業で2人を直接町が雇用いたします。また、海岸地域での観光振興事業で3人、固定資産課税基礎資料整備事業で21人、行政手続整備支援事業で6人、観光ガイドブック作成事業で6人、この雇用はそれぞれ委託業務となり、合計で38人を雇用し、事業費は約8,970万円となります。

次に、観光事業ですが、夏の風物詩であります一宮町納涼花火大会は、8月3日の第1土曜日に、また昨年、過去最高の1,000個の灯籠を浮かべた灯籠流しは、8月6日の金曜日を開催予定としております。

なお、一宮の海水浴場は、今年も7月中旬ごろから8月下旬までの38日間くらいの開設を予定しております。

夏期観光の期間中は、警察を初め関係機関と連携を図り、事故防止に万全を期してまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

また、緊急雇用創出事業を活用して、ノルディックウォーキングの普及事業や海岸の美化活動と移動観光案内をあわせた事業のほか、一宮町の観光ガイドブックを作成し、観光の周知や観光客誘致の推進に努めるとともに、おもてなしの気持ちを基本とした観光業務を新年度も引き続き実施してまいります。

次に、「がんばろう千葉」有料道路利用観光振興事業ですが、新年度も引き続き行われることになりました。東金九十九里有料道路と九十九里有料道路の通行料が往復1回分無料となる通行券を作成するもので、各有料道路とも3,000枚を作成し、予算額341万1,000円で、そのうち有料道路通行料は全額県の負担、印刷製本費等の経費を町が負担いたします。

これによりまして、観光客の積極的な誘致を図り、リピーターを定着させ、活気ある観光地として一宮町の元気回復を推進するものです。

次に、教育関係について申し上げます。

学校教育につきましては、学校施設等の環境整備として、耐震診断の結果に基づき、子供たちが安心して学習できる環境づくりのため、耐震化を進めております。新年度は、一宮小学校屋内運動場の耐震改修工事を実施いたします。これによりまして、町内の小中学校の施設全ての耐震化が完了いたします。

次に、新たな取り組みとして、次代を担う中学生に海外の異なる歴史や文化を学び自然や伝統を体験することで国際的な視野を育むことを目的に、一宮町、長生村、白子町の3町村合同によるオーストラリアのブリスベンへの海外交流研修を実施いたします。一宮町から

は、中学2年生と3年生を対象に8人が参加をする予定です。

このほか、小学生の発達段階に応じた参加・体験・実践的な交通安全基礎教育の実施や、保護者・教職員及び地域の方々に対して交通安全教育の必要性を教示してくれる「交通安全基礎教育事業」を東浪見小学校で取り組むことといたしました。

また、小中学校の学校図書室を効果的に活用させるとともに、読書活動の推進と利用促進を図るため、司書的な支援職員を1人配置いたします。あわせて、児童生徒の情報教育において、情報社会を生き抜くための情報活用能力の育成や、授業時におけるICTの活用の促進を通じて児童生徒の学力の向上などの効果を目指す、そういう趣旨で情報教育補助員を1人配置いたします。

次に、社会教育ですが、体育施設及びGSSセンターの利用申し込みについて幅広く活用していただくため、この4月から町内者に限り2カ月前から受け付けを実施いたします。各施設については、老朽化が進む中、振武館の天井耐震診断調査と雨漏り修繕、また中央公民館においては、建設から40年が経過し、旧耐震基準による公共施設であることから、耐震診断調査を実施し、利用者が安心して活動できる環境の整備を進めます。

地域文化につきましては、文化同好連絡協議会等、文化団体の活動を支援するとともに、芸術文化・芸能活動の発表の場として総合文化祭を今年も実施してまいります。

次に、文化財関係につきましては、町指定文化財である観明寺の四脚門は、築300年以上が経過し、老朽化に加えて震災等の影響で前に傾き倒壊の危険性があるため、一宮町文化財保存事業補助金交付要綱に基づき、事業費の一部を補助して修理いたします。また、史跡案内看板及び名士の別荘跡地等の案内板を設置し、町の歴史や文化を広く周知してまいります。

終わりに、本定例会に平成25年度各会計予算5件のほか、平成24年度補正予算5件、条例の制定12件、一部改正6件、町道路線の認定・廃止・変更3件を提出いたしました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針を終わります。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） はい、ご苦労さまでした。

以上で、町長の施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（森 佐衛君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許し

ます。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は、同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（森 佐衛君） それでは、通告順に鵜野澤一夫君から一般質問を行います。

6番、鵜野澤一夫君。

○6番（鵜野澤一夫君） 6番、鵜野澤です。私は大きく分けて2問質問しますが、1点ずつの質問としますが、よろしいですか。

○議長（森 佐衛君） はい、結構です。

○6番（鵜野澤一夫君） それでは、1問目に、津波避難道路についてを質問いたします。

昨年、一宮町施政方針概要の中に、都市計画道路・県道南総一宮海岸線の進行及び一部見直し方向で、町長より説明がありました。そこで、まず1点目に、避難道路としての位置づけも考慮されているその県道の、その後の進捗状況を伺います。

2点目は、いつ来るかわからない大津波対策ですが、県の防災計画で津波対策の一つである一宮海岸防護施設、これは土塁、の高さは6.5メートルであります。過去最大級の1677年延宝地震で、津波の高さは実績で8メートルでした。また、新庁舎においては、高さ10メートルの津波を想定し、一時避難所として対応するという事です。今後、6.5メートル以上の大津波が来たら、即座に落ちついて避難しなければなりません。多いかもしれませんが、集中を避ける意味で、私なりに下記の津波避難道路を考えてみました。予算的に膨大、また期間も長期的になりますが、年に少しずつでも検討、整備したらと思います。

下記の路線についての見解を伺います。

その1路線ですが、宮原県道一宮片貝線、船頭給・新地から飯岡一宮線。2番目に、県道宮原海岸線から飯岡一宮線。3番目に、県道一宮停車場線から飯岡一宮線。4番目に、南総一宮海岸線から17区・下ノ原から飯岡一宮線。5番目に、本給、稲荷塚、少年自然の家から飯岡一宮線。6番目に、洞堰それから矢畑から飯岡一宮線。7番目に、軍茶利山から岩切から飯岡一宮線。8番目に、一宮カントリークラブ、東浪見小学校から飯岡一宮線。9番目に、県道一宮椎木長者線、枇杷畑から飯岡一宮線。それから最後に10番目に、県道一宮椎木長者

線から釣から飯岡一宮線。以上10路線、私なりに考えてみました。その10路線についての見解をよろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

小関都市環境課長。

○都市環境課長（小関義明君） まず、1点目の津波避難道路についてお答えいたします。

県道南総一宮線につきましては、国道128号線との交差点の一部見直しがなされまして、施政方針でも述べましたとおり、去る2月16日には、長生土木事務所による沿線住民に対する住民説明会を実施いたしました。

この都市計画道路県道南総一宮線の、通称でいいますと南総一宮線バイパスでございますが、圏央道、長生グリーンラインとのアクセスによりまして、広域道路のネットワークの一端を担う道路として、また、津波や地震などの災害時には、避難と物資輸送道路の役割を持つ重要な道路であると認識しております。

その後の進捗ということでございますが、千葉県では、現在、早期完成を目指しまして、用地交渉を進めているところでございます。難航している部分もあるとのことではありますが、一定の範囲の用地買収が終わり次第、工事に着手するとのことでございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） 2点目の津波避難道路についてですが、大変参考となるご提案をいただき、ありがとうございます。

今ある地域防災計画の中では、避難道路は特に指定してございません。これは、東西の主要幹線道路が少なく、避難路として指定することにより、避難者が集中し渋滞となり、2次被害に発展するおそれもあるためです。そのため、毎年行っている避難訓練では、住民の皆様は複数の避難経路を考えていただくようお願いしております。

しかし、災害時には、住民の皆さんだけではなく、来遊者の方々もおり、主要となる避難路の整備や避難誘導看板等の整備は必要不可欠であると考えております。

現在、地域防災計画は見直し中でありますので、ご提案の路線につきましても十分協議して今後見直してまいりたいと思います。

なお、現在進めております地域防災計画書は、夏から秋に素案が出る予定ですので、できた段階で皆さんの意見も参考にまいりたいと考えておりますので、その際にはご協力をお願いいたします。

また、議員の皆様にお示しした後に、住民の皆様にもパブリックコメントを募るなど、広く意見を募集して、よりよい地域防災計画としてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜野澤一夫君、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。再質問はしませんが、要望として申し上げます。

現在の都市計画道路は、昭和46年3月23日に決定されて、既に40年がたっていますが、7路線の計画でそのうち約半数がほぼ終了しています。このままですと、もう40年かかって計画道路が全て終了するという計算になります。そこで、玉川町長の決断で、今現在、県より職員が派遣で県道南総一宮線を手がけています。残りの都市計画道路及び防災計画の中で、この津波避難道路を防災計画に組み入れていただき、ぜひ玉川町長の任期中に完了していただくよう要望して、1点目の質問を終わります。

2点目に質問入りますが、よろしいですか。

○議長（森 佐衛君） はい、結構です。どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 2点目ですが、町保育所を民営化、いわゆる福祉法人にということ
で質問いたします。

防災対策の面で考えると、現在の一宮保育所、これは海拔3.1メートルです。建物の老朽化、駐車場の不備、河川の土手下にあるため、6メートル以上の津波が来ると河川からあふれることが予想され、高台への移設が必要不可欠であります。また、原保育所、この海拔は2.4メートルです。東浪見保育所、海拔は8.1メートル、についても高台移設が望まれます。

以上の観点から、3台の送迎バスを用意し、3保育所を統合した保育所に、また資金、予算面、その後の経費等を考慮すると、宮原の愛光保育園同様に民営化したほうが、町予算の軽減、実質町予算は4分の1になるということになるそうです。軽減につながると思いますので、どうか町長の見解を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 鵜野澤議員の質問にお答えいたします。

一宮保育所の移転につきましては、昨年、保護者の方を対象に保育所の今後のあり方ということでアンケート調査を実施いたしました。

その結果を見ますと、81%の方が一宮保育所の移設については、一日も早く行うべきだという意見を賜っております。この前、実際に3・11では津波で大変危なかったということで、しかも大変狭いということと、大変古いということで、一日も早く移設をしなければならぬということで、これを一番最優先に考えております。

現在、財政的な問題もありますので、平成27年度をめどに移設を考えておりますけれども、東浪見と原についてはその後というふうに考えております。

3保育所を統合した保育所でございますけれども、これを1つに統合いたしますと、児童数が約300人を超えるマンモス保育所になりまして、保育関係者からは弊害の心配も考えられております。

保育所の民営化についてでございますけれども、私は一つの有効な選択肢として考えております。皆さん方ご承知のとおり、民間ができるものは民間にという小泉改革によりまして、それまでは町がつくっても、あるいは保育所を民間がつくっても、施設については国からの補助が出たわけでございますけれども、平成18年からは、いわゆる国や県の補助を受けることは全くできなくなりました。現在、補助を受けることができるのは、民間がつくる場合だけでございます。

そういうことで、そういう財政的な事情もございまして、現在、老朽化した公立保育所の建てかえは、多くの市町村で民営化という流れになっている、これは事実でございます。

また、もう一つは、平成24年8月に、先ほど施政方針でも述べましたけれども、子ども・子育て関連三法というのが制定されまして、この法律によりまして、市町村は保育のニーズを調査して、それを踏まえて保育所等の整備計画を立てなければならぬということが法律でうたわれております。

町では、これを受けまして、ことしの3月に、学識経験者、教育関係者、保育関係者、子育ての当事者、それから子育ての支援者等を構成員といたしました一宮町子ども子育て支援検討会というものを設置いたしまして、この中で一宮町の保育環境について検討していただくということになっております。その中で、先ほど申し上げましたように、一宮の保育所だけでなく、東浪見と原の保育所についても検討してまいりたい。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁は終わりました。

再質問ございますか。

どうぞ、鵜野澤君。

○6番（鵜野澤一夫君） ただいまの答弁で、1点再質問させていただきます。

今アンケートの調査で、一宮保育所の移転について、81%の方が高台のほうへ移転したほうが良いという答弁がありました。私もそのアンケートを見させていただいて、思ったことを1点申し上げます。

よく見ると、何らかの形で統合、高台移転と統合を含めてのことですが、何らかの形で統合が必要とする声は40.4%、わからない、無回答、その他の声は32.7%です。

このわからないという方々に、やっぱり津波の恐ろしさというものを十分理解していただいて、これはいずれにしても高台移転、また統合したほうがいいんじゃないかという意見とか、そういうものを知らせたほうがいいかなと思います。

そういう意味で、今新聞でもテレビでも報道されていますが、四国、また近畿地方で、南海トラフという大地震が発生した場合の津波の高さ34.4メートルと想定されているそうです。東日本大震災同様、連鎖反応で大地震が起こりますと、近くにある駿河トラフ、また相模トラフに連鎖反応が起こるんじゃないかということも想定されています。このような大津波の影響を考えた場合、原保育所、また東浪見保育所もそうですが、移転も防災の観点から急務ではないかと思われれます。

少なくとも一宮保育所と原保育所での統合も再度検討が必要ではないか。また、財源の厳しい中で、小さなまちで2カ所建設するよりも、1カ所で建設するほうが経費の削減効果も大きいと思いますが、いかがでしょうか、その点についてご質問いたします。

○議長（森 佐衛君） 玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 先ほど、お話し申し上げましたけれども、3月に設置しますこの検討会でございますけれども、これは一宮保育所の移設だけではなくて、町の保育所全ての検討を行いますので、その中に、さっき言いましたように、原と東浪見が入りますので、その議論の中で、恐らくさっきおっしゃった3保育所の統合も当然議論の中に入ってくると思いますので、その中で十分検討させていただきたいと思います。

○議長（森 佐衛君） よろしいですか。

鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 最後に、要望ですが、保育所の子供たちというのは、次代を担う町

の宝です。町の将来のために、町民の方々に説明し、理解していただくよう、我々議員も町長も町民の推挙、負託を受けていますので、どうか玉川町長、前向きな意思表示、決断で早急に実行することを要望し、私の質問を終わります。

○議長（森 佐衛君） 以上で鶴野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（森 佐衛君） 次に、志田延子君の一般質問を行います。

8番、志田延子君。

○8番（志田延子君） 8番、志田です。よろしくお願いいたします。

私も3点ほど質問がございますが、1点ずつの質問にさせていただきます。

○議長（森 佐衛君） 結構です。どうぞ。

○8番（志田延子君） まず、先ほど町長の施政方針の中にも入っておりましたけれども、一宮の海岸広場ですね、国民宿舎跡地の利用について、質問をさせていただきます。

一宮海岸広場、国民宿舎跡地は、一昨年整備され、駐車場、トイレもでき、現在、町のイベント広場として使用されております。たまに使用されている程度で、有効活用にはまだなっていないと思います。

そこで、現在の広場に芝を張り、イベント会場、時には簡単なスポーツ等ができるような多目的広場にすることを提案いたしたいと思っております。

芝生の広場となれば、いろいろなスポーツができ、特に子供からお年寄りまで、誰でも手軽に楽しくできるグラウンドゴルフ人口は、近年急速に伸びており、一宮町でも体育協会とつくも会にグラウンドゴルフ部があり、それもそれぞれ優秀な成績をおさめていらっしゃいます。

しかしながら、一宮町では約1,500平米以上の芝生の広場がなく、グラウンドゴルフの公式試合ができないのが現状でございます。体育協会とつくも会から、グラウンドゴルフができる芝生広場設置のお願いの声があると思いますが、国民宿舎跡地に多目的利用が可能な芝生広場の設置をお願いしたいと思い、町長の見解を伺いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 志田議員の質問にお答えいたします。

国民宿舎跡地の一宮海岸広場でございますけれども、どんな利用方法がよいのかということと、昨年夏に検討会を開催いたしました。町の広報紙で参加者を募集しましたところ、地元の海岸区を初め、つくも会とか、子育て世代の方々とか、サーファーとか、若手農家の方々などたくさんの方々のご参加をいただきまして、ご意見を寄せていただきました。また、役所の中の関係の各課を集めまして、広場の利用方法について役所の内部でも協議をいたしました。

その結果、出た意見としまして、最大公約数の意見としましては、町内、町外を問わず、子供からお年寄りまでの方々が、自由に使える場所が欲しいという声が多かったということとを尊重いたしまして、平成25年度中の完成を目標に、芝生を張った多目的広場の整備を図る予定でございます。先ほど志田議員からおっしゃいましたけれども、そのような広場をこれからつくっていきたくて考えております。

また、先ほど、お話がありましたけれども、グラウンドゴルフというのは、お年寄りの健康づくり、仲間づくりの最適なスポーツだと私も考えております。

現在は、専用のコートがございませんので、海岸にあります野球場の芝生を利用させていただいているわけでございますけれども、これからもそういった広場の整備については、つくも会とか、あるいはさっき言った体協の皆さん方と話して、そういった場所の確保の整備に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁は終わりました。

再質問ございますか。

どうぞ。

○8番（志田延子君） 再質問ではないんですが、町長は、町長さんと語る会で、多分このグラウンドゴルフの設置について皆さんのいろいろご意見をいただいて、それぞれ各課が本当に一生懸命でお話し合いをなさったと思いますが、例えばグラウンドゴルフの公式のものをつくるとすると約1億円かかり、年間の経費が1,000万円ぐらいかかるというようなことを私もお聞きしましたが、そういうことを一緒にお話しなさった方たちにちゃんと詳しく説明をなさって、そしてもしこういうことであれば、皆さんもご協力を願いたいとか、丁寧なご説明をしてさしあげたら非常によろしいんじゃないか。

ただ、町長、はい、つくりましょうということはわかりました。ではやりますと言って、

そのままになってしまうと、やはり町長の行政に対する態度というか、言ったのに何かやってくれないよということになってしまうと誤解も生じますので、ぜひ丁寧なご説明をしてさしあげていただけたらと思います。

このようなものができたときには、実際に皆さんに協力していただかないと、本当に維持管理は高くつきますので、その辺も一緒に何か知恵を出ししていただけたらと思いますので、前向きに検討していただくようお願いいたします。

それはこれで結構です。

○議長（森 佐衛君） 次の質問に移ってください。

○8番（志田延子君） 2番目ですね。小中学校と保育所の給食について、質問させていただきます。

給食の食材は、学校、保育所ともに、野菜、魚、肉の生鮮食品については、町の商店より仕入れているが、一部の食材については、学校においては学校給食会、保育所においてはそれに付随した行政から仕入れを行っていらっしゃるそうです。

ここで、地産地消を合い言葉に、なるべく食材を地元から仕入れるということを考えていただきたいと思って、特に、今一宮の町では商店が本当に少なくなってしまっております。やはりおみそ、しょうゆとか、そういうものも地域の商店から仕入れていただけたらありがたいんじゃないかというふうに、非常に値段や何かもあると思うんですけども、そのときにはその業者さんとお話しなさって、どうしても折り合いがつかなければいたし方ないんですけども、そうでなければ、ぜひ一宮の町から仕入れていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） それでは、まず小中学校の給食食材の仕入れについて、ご質問にお答えいたします。

小中学校の給食食材は、主に地域の業者、そして千葉県学校給食会を通じて保護者の皆様からお預かりした給食費で調達しているところでございます。

学校給食では、これまでも、産地、品質、鮮度を確認すること、納品された食材の記録等々を行い、安全安心な食材を調達しております。そして、それぞれ優秀な栄養士と調理員

の尽力によって、限られた予算の中で子供たちや保護者、教職員から高い満足度を得ているところがございます。

ご質問にあります小中学校の給食食材でございますが、現在、野菜、肉類、豆腐類、調味料など、町の商店から仕入れできるものはなるべく調達するように各学校にはお願いしているところがございますし、現在も実施しております。

学校給食においては、これまで以上に地産地消への取り組みが求められておりますが、食材の仕入れ先は調理する給食数にも関係してございまして、数量の確保、そして規格の面から、学校規模が大きいほど地場産農産物の使用が困難な傾向にあるようでございます。

今後、地産地消をさらに振興するため、地元商店及びJA長生等と連携した給食体制について、各学校に協議検討をお願いしてまいります。

保育所については、所長のほうからお願いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

井上保育所長、お願いします。

○保育所長（井上高子君） 保育所の給食食材の仕入れについてお答えいたします。

保育所では、野菜、魚、肉、牛乳、乳製品、パン、乾物等を町の商店より仕入れております。しかし、食材の一部で、価格の安い業務用の乾物、冷凍食品、調味料、栄養補助食品を給食専門業者より仕入れております。

適正価格で、納入温度を守り、鮮度のよい食材を決まった時間内に配達していただけることが納入業者として必要な条件となります。

保護者の方々よりお預かりしている大切な子供たちに提供する給食は、栄養や安全、衛生面に配慮し、いろいろな食体験ができるような給食です。1日200円の限られた食材費を有効に使い、おいしい給食を提供できるように、今後も給食事業を運営してまいります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

志田延子君。

○8番（志田延子君） ありがとうございます。

本当に給食については、とても努力をなされております。そして、今、一宮町は、それぞれの学校でもって給食をつくってくださって、本当においしいものを提供してくださっていますので、ぜひこの形を続けていっていただきたいということが本当にお願ひしたいことで、

さまざまのところでは、今回もいすみも給食センターというふうなものできてますけれども、一宮の自校方式の給食はぜひ守っていただきたいと思っております。特に、皆さん、農家の方たちも、その時期によりますと、イチゴ組合もイチゴを皆さんに提供してくださったりとか、そういうこともやってくださっています。

質問させていただいたのは、これを皆さんに知っていただきたいと思うことで質問させていただきました。ぜひ給食は、自分たちの学校で、そして栄養士さんと給食の調理員さんたちにやっていただくことによってコミュニケーションもとれますし、我々も小さいときに、学校に行って、給食時間に近くなるとおいしいにおいが漂ってきたり、そして今でも給食をつくってくださったおばさんたちとも会話をすることができて、そういうきずなとか、それも大切にしてほしいと思いますので、ぜひこれは続けてほしいし、もしできましたら、広報において、前に消防団の方だとか、地元の農家の方たちの町長との対談が載ってましたけれども、給食の栄養士さんだとか、それから調理員の方たちも広報のほうで載せていただいて、とっってもこれはすばらしく、これから町に転入してくるのも、一宮ってこういうところを気をつけて、一生懸命で子供たちの健康、体のためにやっているってことを皆さんに知っていただくことはとても大事なことだと思います。

それと、今、保育所の所長のほうから、給食費200円なんですよ。200円でおやつもつくっているんです。ぜひ、これももう少し考えていただけたら。これのあたりをやっていると本当に大変だと思いますので、ぜひそのことをお話しさせていただいて、私の2番目の質問は終わりにさせていただきます。よろしく願いいたします。

そして、3番目、消防団員の活動服についてなんです。

消防団は、町民の安全を守るため、日夜献身的に活動いただいている、町ではなくてはならない重要な団体です。

最近の夏は猛暑で、消防団も夏服と冬服の2種類が必要との声がございます。いすみ市の消防団は、夏服と冬服の2種類が貸与されていますが、一宮町は広域でやっているのなかなか難しいと思います。それと冬ですね、皆さん年末にパトロールをしてくださっているんですが、あのときも消防団の活動服がぴしっとしていて、下にたくさん着込めないらしいんですね。ですから、ぜひ防寒服がもし必要だったらということで、各分団で防寒服等を購入していかどうかということであわせて伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁をお願いします。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） 消防団の事務につきましては、昭和49年から長生郡市広域市町村圏組合の消防本部において行っており、市原市、成田市に次ぐ県内第3位の団員数1,491人を有する組織です。

そのような状況で、従来消防団員へは冬用活動服のみの貸与でしたが、東日本大震災以降、早急に消防団員への安全装備の充実強化を図っております。

装備としましては、情報収集用の携帯用のトランシーバーを24年度、受令機を25年度、さらに全団員へ24年度は安全靴、25年度はヘルメット、25年から2カ年計画で防火衣を貸与するなど計画的に整備を行うとともに、津波災害対策としてライフジャケットの導入も計画しております。

なお、県内48消防団での貸与状況は、活動服の夏・冬両方が18消防団、防寒ジャンパーは20消防団で貸与を行っております。

今後、消防本部では、市町村と協議しながら消防団の処遇改善とあわせて施設、装備につきましても計画的に整備し、充実強化に努めてまいりたいとのことです。

また、各分団での防寒服等の購入につきましては、既に購入されております分団もありますので、各分団独自に購入されても特に問題はありません。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁は終わりました。

再質問ございますか。

志田延子君。

○8番（志田延子君） ありがとうございました。

では、防寒服のジャンパー等についてはもう分団でも購入していいということで、それなりにその分団の方にお話をさせていただきたいと思います。

それと、ことしもまた夏が暑いような予報になっておりますので、ぜひ町長、広域のほうの会議のほうで夏服のほうを、大変お金もかかることですが、やはりそれでなくても消防団の団員の方たちは少なくなっていますので、ぜひこういうことも考えていただけたらと思って、以上で私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森 佐衛君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（森 佐衛君） 次に、袴田 忍君の一般質問を行います。

5番、袴田 忍君。

○5番（袴田 忍君） 5番、袴田でございます。

私も、2点ほどきょう質問をつくってまいりました。よろしくお願いします。

1問ずつ分けてお願いしたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 結構です。どうぞ。

○5番（袴田 忍君） お願いいたします。

まず、1つ目なのですが、平成17年度に障害者自立支援法が成立しまして、障害別に提供されていた福祉サービスが共通化され、サービスの提供主体も市町村に一元化されたことは皆さんもご存じだと思います。

そして、私が住んでいる一宮町も、第1期、第2期、第3期と障害者福祉計画を策定しまして、これは障害者自立支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画をもとに策定されたものと思います。

ここに現在第3期の一宮町障害福祉計画がございます。私もこれは一応目を通させていただきまして、今回の自立支援協議会に関する質問をつくらせてもらいました。

その計画の基本理念は、障害がある人もともに暮らせる自立と共生のまちづくり、これはやはりまさしくノーマライゼーションの理念である、障害者であっても、健常者、健康な方同様に生活の営みを設けることができるものであって、この町の基本目標も障害福祉サービス、就労支援及び保険、医療の充実と、きわめて細かな情報が提供されています。

このような町単独での自立支援に向けた福祉サービスの取り組みを広域に目を向ける、これが今回自立支援協議会のものであると思いますが、これは市単独、これは船橋市とか市川、大きい市は単独でやっておりますが、この長生村管内、これは郡内市町村単位での自立支援協議会が設置されて協議されていると思います。これは私も最近知ったことで、本当に職員である私が最近知ったというのは、非常に失礼な言い方でございますが、私も今障害を持つ子供さんを担当してしまして、ぜひこれを利用してみたいという形を考えました。

この協議会の目的は、障害者の生活を支えるため、相談支援事業を初めとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たす行政と相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の定期的な協議の場として地域の障害者福祉を広域に推進すると記載されています。

一宮町として、この協議会に参加しての事業経過と支援体制について、以下の項目につい

て私はお願いしたいと思います。3点ほどございますが、よろしく申し上げます。

1つ目は、全体会、幹事会の年間の会議日数と会議内容について申し上げます。

2つ目に、ネットワークの構築についての対応の仕方について申し上げます。

3つ目に、障害者の就労促進、これは自立に向けた動きについてどのようになされているのかをお願いしたいと思います。

この3点についてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

中山福祉健康課長、申し上げます。

○福祉健康課長（中山好弘君） 自立支援協議会の取り組みにつきまして、お答え申し上げます。

長生郡市自立支援協議会の設置の経緯といたしまして、平成18年10月1日に施行されました障害者自立支援法及び同法施行規則によりまして、市町村は、地域生活支援事業として、地域の障害者、これは障害児の保護者または障害者等の介護者を含みます、の福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言並びに相談、指導を行い、また障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のため、障害者等と市町村、障害福祉サービス事業者等、医療機関等の関係機関との連絡調整や障害者等の権利の擁護のために必要な活動を行うこととなりました。また、地域の障害福祉関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置が必要となりました。そういうことで、長生郡市自立支援協議会で設置することとなりました。

全体会につきましては、障害関係機関等の合計33人で組織されまして、年1回開催され、年間事業、監事の任命などが協議され、平成23年度は、それとは別に各市町村で作成いたしました第3期障害福祉計画案、平成24年から26年年度、についての意見が協議されたところでございます。

幹事会につきましては、関係機関の実務担当者5人で組織いたしまして、平成23年度は7回開催されまして、全体会、学習会、各部会等（相談支援担当者会議、療育作業部会、就労作業部会）の日程、提案内容の協議を行いました。

ネットワークの構築についてでございますが、町では自立支援協議会、各部会等で「中核地域生活支援センター長生ひなた」などの関係機関・事業所と構築されたネットワークを活用いたしまして、障害福祉サービスなどにおける個別相談や個別支援会議等において常に連絡調整を図っているところでございます。

障害者への就労促進につきましては、町では、障害福祉サービス事業の訓練等給付事業（就労移行支援が2件、就労継続支援B型が10件）により自立に向けて支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 今、福祉健康課長から答弁がありました。その中で、私のほうから再質問を2点ほどお願いしたいと思うんですが、1つは、やはりこの部会で話される内容というのは、僕はより重要性があるのではないかと思います。この中での相談支援担当者会議、療育作業部会、就労作業部会の内容をちょっとお話ししていただきたいと思います。

もう一つは、障害者の就労促進の件で、就労移行支援2件、就労継続支援B型10件でございます。これは、申しわけございません、私のほうもこの辺がうまく理解できない部分がありまして、再度細かい部分でお話をさせていただければありがたいなと思っているんですが、よろしくをお願いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

中山福祉健康課長。

○福祉健康課長（中山好弘君） それでは、再質問にお答えいたします。

部会の活動内容についてももう少し詳しくということでございますが、各部会等の平成23年度の活動につきましては、相談支援担当者会議は4回開催いたしまして、相談支援事業、障害児支援に関する制度改正、障害者ケアマネジメントに関するサービス利用計画作成などの情報交換及び事例研究について検討を行いました。

療育作業部会につきましては、4回開催いたしまして、長生保健所の療育体制の継続協議事項、制度改正、療育の現状、事例研究について検討を行いました。

就労作業部会につきましては、1回開催いたしまして、就労系事業所の課題、障害者就業あるいは生活支援センターの役割等について検討を行いました。

学習会につきましては、1回開催いたしまして、自立支援法の今後のつなぎ法案についての講演会を開催いたしました。

訓練等給付事業についてのことですが、これにつきましては、就労移行支援については、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅

就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行っております。

また、就労継続支援B型については、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用しましたが、企業等の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁は終わりました。

次の質問に移ってください。

○5番（袴田 忍君） ちょっと要望。

○議長（森 佐衛君） じゃあ要望。

○5番（袴田 忍君） ありがとうございます。私もこれを勉強し始めているところなんですが、私も障害者受け入れ、やはり雇用というものが非常にこれから先重要なものになってくるんじゃないかと思うんですね。ですので、やはり私はこういった作業部会等きめ細かなものをやはり地域に住む障害を持った方々が知るということは非常に重要性があると思いますので、介護だけではなく、やはり保険関係の広報紙、そういうものにも一応うたっていただければ非常にありがたいなと思うんです。

そういうことで、要望をもって終りにしたいと思います。

○議長（森 佐衛君） じゃ、次の質問に移ってください。

○5番（袴田 忍君） 2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、一宮川河川敷、これは堤防のことですが、利用方法についてお伺いしたいと思います。

今、健康ブームであつたり、それから自分の体力向上を目指して、朝夕問わず、若者から中高年層まで、町内至るところでウォーキングをしている姿に私は遭遇しています。町民に障害物のない、安全な安心なウォーキング道路が僕は必要ではないかと考えております。

そこで思ったことが、この一宮川の河川敷、この堤防の両側の道でございますが、この利用はいかがなものかと思ひまして質問させていただきました。

両側の土手の道の利用ということ、そしてまた、その両側の景色を見ながら歩くということとは、非常に心にゆとりを持てるような気もしますので、ぜひこの河川敷のウォーキング道路設置に向かっただけければ非常にありがたいと思います。

それから、今、町の中でも、道路でもそうなのですが、やはりごみの問題もごございます。こういったごみの拾得、拾うと言ったら失礼ですが、そういった環境のメニューも考えながら、何かそういった自然のもののウォーキングを入れた動きがあると非常にありがたいと思ひまして、この河川敷の利用方法をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 袴田議員の質問にお答ひいたします。

私、最近健康に対する意識が大変高くなってきていると、特にその中でウォーキングというのが今大きなブームになっていると思ひます。というのは、私は一宮川の近くに住んでおるものですから、今、袴田議員からお話になりましたこの河川敷の道路をですね、私毎日基本的に朝30分歩いております。

先ほど、お話がありましたように、昨年の12月から県土木事務所が施工いたしまして、新生橋から中之橋の間のちょうど船頭給側の川岸のほうはまだ未舗装だったんですけれども、それをきれいに舗装したものですから、ちょうどつながったんですね。いわゆる国道にかかっている橋と、それからいわゆる新生橋と、それから中之橋ですか、8の字型で歩けるようになりまして、私、朝歩いておりますけれども、朝日を浴びながら川面に浮かぶ水を眺めながら歩いている。大変すばらしいウォーキングコースになっています。そういうことで、非常に歩く人もふえておりますね。

私はこれは大変すばらしいことだと思っておりますので、今話がありましたけれども、これは河口から宮原までの区間を合わせますと、兩岸合わせると約5キロになります。よくスポーツで言われておりますけれども、1日1万歩とか、1時間程度歩くのがいいと言われております。距離にするとちょうど5キロ程度なんですね。ですから、ちょうどこの川の兩岸を毎日歩いていただければ本当に健康にはつながるのではないかなと思っております。そういうことで、この整備については進めていきたいと思っております。

今、話がありましたけれども、歩いていて運動しやすいというか、楽しくなるようなということで、ウォーキングをしている方からは、できれば目安となる距離表示ですね、今何キロぐらい歩いたかというのがわかるような距離表示など、そういった看板とかというものも設置してほしいという声がありますので、これについては、ここを管理しております県の土木事務所と協議しながら進めていきたいと思っております。

あわせて、今話がありましたけれども、やはり気持ちいいコースで歩くというのが大事でございまして、そういったポイ捨て禁止の看板とか、特に今問題になっていますのは、犬の散歩なんですね。犬の散歩をする方で、一部の方でございましてけれども、犬についての対応をされていない方がいらっしゃいますので、そういうことを呼びかけるための呼びかけとか、それから現在でもこの堤防については年2回草刈りをボランティアで行っておりますけれども、そういった活動をこれからも進めてまいりたいと思っております。

この前、県土木事務所に聞いたところ、中之橋から下流については、現在まだこちらの船頭給側はまだ、船頭給側といいますかーッ松側のほうがまだ舗装されておられませんけれども、将来的にはここも舗装していきたい、整備していきたいというふうに県土木事務所がおっしゃっていましたので、そういう形であれば大変すばらしいコースができ上がるんじゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁は終わりました。

袴田 忍君、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） いろいろ要望があるんですが、やはりお金がかかりますけれども、最低限土手の道路の整備と、やはり皆さんが思っていることを、何キロぐらい歩いたのかなというその表示板、こういったものはきちっと整備していただいて、皆さんが気持ちよく歩けるウォーキング道路を目指していただければありがたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（森 佐衛君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間25分経過しましたので、休憩いたします。

再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時37分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 小 安 博 之 君

○議長（森 佐衛君） 小安博之君の一般質問を行います。

3番、小安博之君、どうぞ。

○3番（小安博之君） 私のほうからは、当町の社会資本整備に関する質問を2点ほどしたいと思えます。

まず1点目、都市計画の見直しについて。

昨年3月議会での町長の施政方針演説の中で、「町では、人口の増大や経済の発展を見込み、都市計画道路などの計画決定を行いました。しかし、都市計画決定後40年の間、ほとんど整備が進まない状況であり、その後の社会経済情勢の変化によって、計画そのものを根本から見直す必要性が高まっております。こうした状況を踏まえ、新年度から都市計画の見直しに必要な庁内体制を整えるとともに、都市計画に精通した職員の派遣を千葉県へ要請し、その必要性、優先性及び実現性を再検証するなど、都市計画の見直しを行ってまいります。」と述べられました。

については、都市計画の見直しについて、基本的な事項も踏まえ、以下の4点を質問いたします。

1、都市計画法の中に、都市計画の基本理念として「適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念と定める」となっているが、特に都市計画道路における制限はどのようなものか。

2、現在の見直しの進捗状況。

3、一般的に都市計画の変更などに係る手続はどのようになるのか。また、期間はどの程度かかるのか。

4、町長は今回の見直しに伴いどのようなまちづくりをしようとしているのか。

以上、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 小安議員の質問にお答えいたします。

まず初めの、都市計画道路における制限はどのようなものかというお尋ねでございますけれども、都市計画道路として決定された場合、そこに将来道路ができるわけでございますので、そのために制限をかけます。

具体的に申し上げますと、3階建て以上の建物、あるいは鉄筋コンクリート造など移転の難しい建物、そういう建物については、建築することができません。また、一般の木造家屋につきましても、建築はできますけれども、建物を建てた時点でその建物を壊すか、移転す

ることが求められております。

次に、現在の見直しの進捗状況でございますけれども、まず、基本方針となります都市計画マスタープランの策定ということで、現在このマスタープランはコンサルトに発注しております。具体的な作業といたしまして、現在そのための都市の現状と課題というものを今年度中までに整理するというので、基礎データの整理を行っております。そして小学生のアンケート等も実施しております。

実は、2月27日、町長と小学生の語る会で、一宮小学校、それから東浪見小学校の6年生の方全員が集まりまして、お話しする機会がございましたけれども、その席上、この小学生のアンケートを実施しております。現在それを整理しているということでございまして、こういった資料から都市計画の現在持っている課題を洗い出して、今後の見直し方針を定めていくということでございます。

次に、計画変更に係る手続とか、それから期間はどうかということでございますけれども、まず、マスタープランを策定するには、平成26年度までにこれを策定いたしまして、その後具体的な見直しを行う予定でございまして、全体ではおおむね5年か6年の期間を見込んでおります。

次に、最後の町長は今回の見直しに伴ってどのようなまちづくりをしようとしているのかというお尋ねでございますけれども、先ほどお話しいたしましたけれども、現在の都市計画道路の決定は、昭和46年で先ほど鶴野澤議員からも質問がありましたけれども、40年以上の歳月がたっております。まず、その計画を策定した時代と今の時代が大きく変わっている、この昭和46年というのは、まだ日本が高度成長の真っただ中でございまして、日本の人口はどんどんふえていく、経済成長もどんどんしていくという中でつくられた夢の計画でございます。

今の都市計画道路を見ますと一宮町には、あと2本橋がかかる形になっております。今のその国道の上の潮どめのところに1本、それから鉄橋と中之橋の間にもう1本橋がかかるという形で、そういった壮大な計画でございますけれども、皆さん方ご承知のとおり、40年間全くそれは進捗しておりません。その中の高度成長の時代はもう終わったということですね。

それから、今安定成長入りますけれども、もう一つは人口の増加が今減少に転じております。一宮町は唯一人口減っていない町でございますけれども、私は人口はあまりふえることはないと思います。人口減らないことをやはり目標にするよりない時代でございます。

そして、もう一つは、超高齢社会の到来でございます。そういう状況の中で、40年前につ

くった計画が今果して現実的なものなのかどうか、もう一度見直しをする必要があるのではないかと思っております。

実際、千葉市では、50年以上たっても建築の難しい建物については、都市計画道路から外していくという見直しを今行っております。ですから、今私はこれを進めなくてはならないのではないかと考えています。将来の町が住みやすく、今の子供たちが将来も住み続けたいというようなまちづくりを実現可能な計画をつくっていかなくちゃいけない。これは私たち大人の責任だと思っております。

確かに一旦決めた計画を変えるというのは大変なことでございます。恐らく住民の方から、こういう道路ができると言っていたじゃないとか、ここに将来道路ができるということで将来買ってもらえると期待していたとかいろいろな声が上がるとは思いますけれども、それはやはり恐れてはいけないと思っております。ですから、これについては大胆に見直しをしていきたい。

ただ、その場合に、これはよく都市計画の先進国と言われていたのはドイツでございますけれども、ドイツでは、大変すばらしい町並みができておりますけれども、その前提条件としては、地域の人々が何回も何回も話し合いをしていく中で、もうこれ以上やってももうだめだということまで話し合いをして、一つの中に意見をまとめていってプランをつくる。でき上がったものは皆がそれを尊重して協力をしていくという形で都市計画ができ上がっていると聞いておりますので、大変時間はかかりますけれども、そういった地域の話し合い、そういった場をできる限り多くつくって、やっぱり住民の合意形成を図って見直しをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁終わりました。

3番、小安博之君、どうぞ。

○3番（小安博之君） 再質問はございません。

今、町長さんから答弁ありましたように、今40年前の都市計画は進んでないという話、やはりもう40年たっていますので、見直しは当然必要だと思います。また、その中で、今町長の答弁がありましたように、そのためには、簡単にはどういう計画立ててどうなっているのか質問しましたがけれども、大変難しいことだと私も質問しておきながらわかっております。当然期間も5年か6年かけて考えていくということなので、ぜひとも次は実現性のある計画をつくってほしいと思います。

続きまして、次の2点目の質問をさせていただきたいと思います。

○議長（森 佐衛君） どうぞ。

○3番（小安博之君） 町道1-10号線の整備について質問いたします。

私が平成23年12月議会で質問した1-10号線の整備について、町長より「交通安全対策事業として、国庫補助事業の導入を図り整備していく。」との答弁を得ましたが、再度当道の整備についての現在の状況及び予定を伺います。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

小関都市環境課長。

○都市環境課長（小関義明君） 町道1-10号線の整備についてお答え申し上げます。

この町道1-10号線、通称下の原通りでございますが、その整備につきましては、ご質問にありますとおり、平成23年12月議会では、町道1-7号線、通称天道跨線橋通りでございますが、その道路整備事業が本格的に工事に着手し軌道に乗った段階で、交通安全対策事業として国庫補助事業の導入を図り、整備していくとの答弁をいたしました。

しかし、今般平成25年度の国の大型補正予算が計上されまして、その中で新たに社会資本整備総合交付金事業に通学路の安全対策が追加されまして、1-10号線が通学路に指定されていますことから対象事業となりました。これにより事業費の55%が国の補助、残りの45%、そのうちの80%が地域の元気臨時交付金で手当てをされることとなります。町が負担すべき町の単独費は全体事業費の約9%という好条件で整備を行うことができるようになります。

町といたしましては、この交付金事業を活用いたしまして、平成25年度に1-10号線の整備を、全て延長でいたしますと3.7キロございますが、その事業を平成25年に一気に行う予定でございます。補助金の交付申請準備を今現在進めているところでございます。また、今議会に上程する補正予算にも当事業費を計上しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

小安議員、どうぞ。

○3番（小安博之君） 再質問はございません。

今回で私都合この道路に関しまして3回目の質問をいたしましたけれども、当道路、皆さんわかっているように、歩道の部分が草ぼうぼうで生えて、実際そのもともとの土地の所有の方が無償で提供しているにもかかわらず、全然整備進まないというのはどういうことか

と、また地主の方が草刈りしたりして、そういう努力をしているところで、一刻も早く、景観的にもやるということで、しつこいようで質問させていただきましたけれども、今回やる方向で決まりましたということなんですけれども、ぜひともよろしく、一刻も早い整備のほうできますようお願いいたします。

以上。

○議長（森 佐衛君） 以上で、小安博之君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（森 佐衛君） 次に、藤乗一由君の一般質問を行います。

4番、藤乗一由君。

○4番（藤乗一由君） 有害鳥獣対策についてお伺いいたします。

本年1月に一宮町有害鳥獣対策協議会が設置され、一宮町有害鳥獣防止計画も作成されたということを受けて、国、県の補助事業も6月に導入される見込みであるとのこと。有害鳥獣対策に関しましては、去年の時点で長生郡市以南、千葉市よりも南ですが、の各自治体では、一宮町、長生村、白子町を除いて防止計画が作成されて、対応が進められてきておりました。一宮町としては、少々遅かったなと感じられます。

近年、千葉県内でも、イノシシ、鹿、猿を初めとして、鳥獣類や外来種のハクビシン、アライグマなどといった動物による被害が深刻になってきていました。これら野生動物による被害は、全国的にも農作物だけでなく、動物がねぐらにするために侵入してきたことにより、家屋などの建物、文化財への被害といった状況にも発展して、深刻な状況になっているところもございます。それによる被害も甚大なものになっています。

さらには、病虫害を媒介したり、直接動物に加害されたりすることなどによる傷、あるいは病気といった人的被害もあります。アライグマなどは、一般にアニメによりかわいいイメージがございしますが、これによってけがをさせられたり、物的な被害を受けたり、番犬も役に立たないといったような事例もあります。

そこで、一宮町有害鳥獣対策協議会設置により、一宮町鳥獣被害防止計画の実施に当たって、以下の点について、お伺いします。

1、被害状況と調査の方法について。

2、農作物の被害のみならず、家屋などの物的あるいは伝染病や直接加害されるといった人的な被害も問題となっていますが、対策協議会設置による今後の具体的な対策、対応、こ

これは啓蒙活動も含めたものですが、これについて。

3、駆除、処分の方法と対応、鳥獣害防止計画実施上の問題点について。

4、周辺市町村の対応の現状と今後の連携について。

以上について、お願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長（小関義明君） 藤乗議員のご質問にお答え申し上げます。

一宮町鳥獣被害防止計画の実施に伴う被害状況と調査につきましては、アンケートと聞き取りによる調査を1年間実施いたしました。その結果、98件の被害報告を受け、状況といたしましては、トウモロコシや梨、タケノコなど23品目に及ぶ農作物と、家屋内の侵入による被害の発生が確認できました。この被害を発生させている動物といたしましては、ハクビシン、イノシシ、アライグマ、ドバトなど14種類の野生動物であると思われま

す。具体的な対策といたしましては、有害鳥獣として啓蒙を随時行い、町民の意識改革を図り、次の順に取り組んでまいります。

まず、被害を未然に防止するために、野生動物を呼び寄せる餌場をなくすため、住民の皆様に残飯等の生ごみ等、農作物残渣の適正処理を推進していただき、隠れ家をなくすため、空き地の雑草除去や耕作放棄地等の解消に努めていただきます。

次に、被害を受けている方々を協議会の会員とし、捕獲等の担い手に位置づけまして、有害鳥獣の侵入を防止するための防護柵の設置や、わな免許の取得と箱わなにより捕獲し安楽死をさせまして、燃えるごみとして適正処理を行っていただきます。また、猟友会と契約をいたしまして、銃器によるイノシシ等の捕獲処理を計画しております。

鳥獣被害防止計画実施上の問題点につきましては、動物による被害について危機感を持っていない住民に理解を得ること、協議会の会員となる捕獲等の担い手の確保、捕獲した有害鳥獣の死骸の焼却処理の問題点等がございます。有害鳥獣から町を守るため、全ての住民の力による対策を進めてまいりたいと考えております。

市町村の対応と状況でございますが、基本的には猟友会による捕獲駆除をしていると聞いております。そこで、一宮町と一宮町有害鳥獣対策協議会では、連携して生息環境整備を重点とした対策を地域全体で取り組んでまいります。また、近隣市町村及び千葉県と連携を密にして今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） 確認と質問というふうにさせていただきたいと思います。

幾つかございますが、1点目として、箱わななどによって捕獲した有害鳥獣への具体的な対応、処分の方法について確認させていただきたいと思います。特にイノシシのような大型獣類の場合と中型の場合とは対応が違って来るようですが、中型の中でもタヌキ、ハクビシン、アライグマあたりがそれに当たるようですが、その扱いが異なるということで、これについてもご説明させていただきたいと思います。ハクビシン、アライグマの場合には特定外来種ということで指定されているということにかかわってくるということですが。

2つ目としまして、担当課での業務の問題なんですけど、現在これに専任として当たる担当が何名でいらっしゃるのか。私としては1名ではないかと認識しているんですけども、この防止計画自体が順調に進んだ場合には、場合によっては捕獲される野生動物が頻繁に持ち込まれるということも考えられます。そういった場合において、担当課においてはほかの業務に支障を来すようなこともありうるのではないかと、その点についてどのような対応を考えているのかということです。

3つ目としましては、広報啓蒙活動に関してですが、これのより具体的な工夫などをどのように考えているのかということですが、ハクビシン、アライグマなどといった外来種は、特に繁殖力が強く、天敵もいないために、例えばアライグマなんかの場合には、5年ほどで10倍ぐらいにも数をふやすというような報告もございます。

こうした有害鳥獣についてのパンフレットの配布などもありましたが、組織づくりを始めても十分に機能していくにはそれなりに時間がかかるでしょうから、対策の中では啓蒙活動がかなり重要な項目ではないかというふうに考えます。それによってこそ情報や理解が広げられると思いますが、これには農業とは直接関係のない場に生活している方にも、それに対する意識を広く共有するという意味では、例えば子供を通じての啓蒙活動などといったことも効果があると考えられます。

また、これは処分の方法についての周知ということも重要な点だと思います。と言いますのは、これらの野生動物によって、これは雑食性であるということも原因の一つだと思いますが、場合によっては新型インフルエンザや狂犬病、これを媒介するという指摘もございま

す。寄生虫などの問題もあります。そうしたことを十分知っていただくことが重要じゃないかなというふうに思います。

また、捕獲した場合に、その病害なんかにも関連しますが、処分が面倒だからと言って、穴に埋めたりとかこういうケースが全国的には結構あるようです。もちろん安楽死させるという指導がされているんですが、また水没させることで殺すというような方法もとられていることが多いそうです。これは先ほど申し上げました病害とかということに関連しまして、埋設した場合にはほかの動物が掘り上げて食べるといったことで、また病気を媒介するというケースも考えられます。そうしたような水没させてという場合もそういうおそれがありますので、こういった点に関しましても周知、啓蒙というのは重要ではないかなというふうに考えますので、その辺についても検討していただきたいということでもありますが、どのようにお考えかということです。

もう一つ、4点目としましては、そういった捕獲する場合とか、どのような形でやった方が効果的かと、餌はこうしたほうがいいよと、こういうやり方の方がいいよというのは経験ですので、だんだん積み上げていくものですが、こういう情報を共有することで効率的に捕獲すると、また場合によっては生息状況の調査といったものも、直接行政側ですということとはなかなかできないでしょうけれども、そういったことも考える必要もあるんじゃないかというふうに考えます。

以上について、お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 藤乗議員の質問にお答えいたします。

箱わな、箱を使ったわなですね。箱わなにより捕獲した有害鳥獣につきましては今、協議会の会員であります従事者、いわゆる捕獲等の担い手のわな免許を持っている方になるわけですけれども、そういう方に捕獲した場所で安楽死をさせていただくという形になっております。

死骸の処理でございますけれども、従事者から基本的には可燃ごみとして出していただき、長生広域の環境衛生センターで焼却処理を計画しております。しかしながら、捕獲頭数が増大した場合には、もちろんそこに限界がございますので、その場合には近隣市町村とも連携いたしまして、焼却施設等の整備を行うなど今後の検討課題となっております。

また、アライグマにつきましては、先ほどお話がありましたけれども、いわゆる外来とい

う特別指定されておりました、狂犬病等の病気が大変心配だということで、千葉県アライグマ防除実施計画に基づきまして、これは町が回収いたしました、県のほうに引き渡して、県のほうの専門の処分場で処分する形になっております。

また、先ほどの従事者の担当課の職員の業務でございますけれども、現在2人の職員で対応しておりますけれども、これから捕獲がふえてどんどん業務量が増加してくると予想されます。そういった場合については、町の職員の全体的なことがございますけれども、適正な人員配置について検討していきたいと思っております。

3番目にお話がありましたけれども、広報啓蒙活動の重要性ということが一番重要だと思っております。特に、直接農作物に被害を受けない市街地で暮らしている方ですね、農業とはあまり関係のない方について、逆に言えば必要性についてよく理解をしてもらう。先ほどお話がありましたけれども、2つポイントがありまして、要するにその農作物の餌場を与えないということと、それから隠れ場所を与えないという2つの点が大きな問題となってきますので、特に食べ物の残り物を出しておかないとか、そういった形で呼びかけをしていきたいと思っております。

実は、3月に町の広報紙で、先ほどお話ししましたけれども、有害鳥獣の特集を一応現在予定しております。また、先ほど藤乗議員からお話しありましたけれども、子供さんを中心において広報していくということは大変効果的だといえますので、これにつきましては、教育委員会等とも協力して、その担当課だけではなくて、役場全体で取り組んでいきたいと思っております。

それから、最後の周辺市町村との提携なんですけれども、これは一宮町以上に、今現在、長南町、長柄町、そして睦沢町では、大変大きな深刻な問題として取り組んでおります。ですから、私たちより、はるかに多くの経験を持っているわけございまして、その市町村とも情報を共有化して共同でできるものは共同でしていくし、また、その失敗例、成功例を踏まえて町として取り組んでいきたいと思っております。

私のほうから、再質問については以上でございます。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。藤乗議員、どうですか。よろしいですか。

○4番（藤乗一由君） 結構です。

○議長（森 佐衛君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 岡 巖 君

○議長（森 佐衛君） 次に、鶴岡 巖君の一般質問を行います。

15番、鶴岡 巖君。

○15番（鶴岡 巖君） 私も2点にわたって質問通告しておりますので、1点ずつ区切らせて質問したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 結構です。どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） まず、第1点目の体育施設の、主にGSSセンターですが、体育施設の利用申し込みの改善のその後の検討結果について伺いたいと思います。

昨年の6月議会におきまして、町内の旅館、ホテルなどから、町内にありますスポーツ施設、野球場、テニスコート、GSSセンターなどを利用した宿泊客の申し込みがあるが、町内の施設利用の申し込みが1カ月前となっているためにチャンスを逃し、宿泊予約客がなかなかとれない、施設利用の申し込みを2カ月前に改善できないのか、こうした要望がありました。商工会からも改善を求められていましたが、町は、今後の利用状況を見た中で、よりよい申し込み方法についてさらに検討してまいりたいと考えておりますと答弁されました。その後の検討結果と内容を伺いたいと思います。

まず1点、よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

町田教育長、お願いします。

○教育長（町田義昭君） 体育施設の利用申し込み改善の検討結果について、お答え申し上げます。

町の体育施設及びGSSセンターの今年度の利用状況ですが、1月末現在で576件ございました。うち、旅館、ホテル等の利用については、町内宿泊業者が25件、町外宿泊業者が33件で、全体の約1割となっております。このような状況を踏まえ、各施設の使用目的に沿って町民及び町内宿泊業者が予約を取りやすくするため、各関係機関と協議検討を重ねた結果、平成25年4月から町内者及び町内宿泊業者に限りまして利用日の2カ月前から申し込みの受け付けをする規則の改正をいたしました。また、この内容については、広報2月号及び町のホームページに掲載し、周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

15番、鶴岡 巖君、どうですか。

○15番（鶴岡 巖君） 今の答弁されました内容を確認させていただきまして、再質問した

いと思います。

まず、今の答弁内容を確認しますと、体育施設全体の利用状況は1月末現在で576件であり、ほぼ昨年並みと思われます。そのうち、旅館、ホテルなどの利用については、町内宿泊業者が25件、町外宿泊業者が33件で全体の1割であります。このような状況を踏まえまして、町内及び町外宿泊業者が予約を取りやすくするために、町内及び町外宿泊業者に限り利用される日の2カ月前からの申し込みに改善しましたということで、今までの1カ月前から2カ月前に改善しましたということだったと思います。

ここで問題点を指摘しますと、利用申し込みが2カ月前に改善してくれたのはありがたいですが、6月議会での答弁では、特にGSSセンターの利用状況について資料をいただきましたが、そのGSSセンターの体育施設の申し込みはほぼ100%の利用状況になっているというふうに資料をいただきました。このような状況の中で、一律に仮に2カ月前に変更した場合でも、100%の利用状況が改善されない限り、町内の宿泊施設の申し込みがさらに困難になってくるのではないかというふうに思われます。

そして、さらに6月議会の答弁では、一律に2カ月前に変更した場合は、町外の宿泊施設の申し込みがさらに増加してしまい、一般住民の利用を妨げることが危惧されます、一律にやった場合ですね、というふうに答弁されています。町は、この答弁の中で、一律2カ月前の申し込みでは、町外宿泊施設の申し込みが増加されることを危惧されていますが、今回の改正で、町内は2カ月、町外は1カ月として、町内の宿泊施設を優先しました。この点は解決されたんですが、問題はGSSセンターの利用状況が改善されないと、受け入れる施設がいっぱいの状況では、せつかく規則を改正しても成果は上がらないではないですかということです。

この問題は、6月議会での利用状況100%の内容の精査を要望しておいたわけですが、私はその100%の利用状況が改善しないんじゃないか、その中身をよく精査したほうがいいですよという要望しておきましたが、利用状況の内容から町内宿泊施設からの申し込みを受け入れることが可能となり、GSSセンターの目的の柱であります商工観光など産業の振興に寄与するためには、この100%利用の中身を変えない限り実効性の上がる取り組みをできないんじゃないかということを改めて伺いたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 再質問にお答えいたします。

GSSセンターについては、222件になっております。特に土曜、日曜日及び夏季シーズンにこれは集中しておりまして、おっしゃるとおり100%の利用状況となっております。これは主に中学生のクラブ活動が、部活動ですね、主流を占め、宿泊業者については、町内が4件、町外が12件の利用状況にあります。

今後は、一般住民や町内宿泊業者の利用の妨げにならないよう、例えば、半面ずつ分け合って使用するか、利用方法について学校側に理解を求め、指導してまいります。既に指導しているところでございます。

また、GSSセンターの目的の一つである商工観光等産業の振興、これについてですが、これは町の活性化となるイベント等の実効性のある取り組みにつきましても、もう既に優先して使用日前3カ月から受け付けるというふうに行っているところでございます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、どうですか。どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 今の教育長の答弁ですと、特に100%の理由は、中学校の授業やクラブ活動で利用されていると、それについては、今後は半面はあけるように中学側に指導しますし、もう既に指導していますということのように受けとめてよろしいわけですね。

私が心配するのは、それはそれでいいんですが、じゃ今度はあけましたよ。今度は旅館のほうからあまり申し込みはないと、せっかくあけてもらって申しわけないですから、旅館やホテル側にはこのような通知を、これだけこういうふうに改善しましたからお客さんにとってくださいというふうな告知というんですか、をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後に言われましたように、もし町で何かイベントやる場合には、3か月前からの受け付けをしていますよということでの確認でよろしいでしょうか。

終わります。

○議長（森 佐衛君） 次の質問に進んでください。

○15番（鶴岡 巖君） それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

ちょっと大きな問題なんですけど、地方公務員の退職手当、いわゆる退職金です。それと給与削減問題について質問したいと思います。

政府は、昨年11月16日、衆議院解散当日であります。その当日のごたごたの中で、衆議院では45分、参議院では1時間というわずかの審議時間で公務員の退職手当、給与削減問題が可決されました。復興財源を確保するという名目で、被災されました県の公務員を含めた給与削減法案を可決したことになります。

それを受けて総務省は、昨年11月26日に国家公務員の退職手当を15%、平均403万円余りを減額することに伴い、あわせて地方公務員の退職手当も同様に減額するよう、都道府県知事に通知をしました。退職手当削減については、実施時期をめぐり、年度末退職との関係で各地で混乱を起こしていたことは報道のとおりであります。11月26日に可決しましたから、急いでやらなきゃいけないという県は、12月の議会にかけて1月1日から適用したためにそうなったわけです。

千葉県の場合は、千葉縣市町村総合事務組合で、3月末を待って、年度末を待って4月1日実施となりました。千葉県職員は駆け込み退職者が、千葉県の職員の場合ですけれども、3月1日実施のために駆け込みに退職する方が72名出ておりますということが、2月14日付の東京新聞で報道されております。こうした千葉県行政の冷たい対応が大きな問題であります。

また、こうした退職手当15%の減額問題は、人事院の民間との調査結果によるものとされておりますが、退職手当の大幅な402万円を超える減額は、退職後の生活設計に大きく影響し、退職を迎える職員に対し、嫌な思いをさせ、腹立たしいものとなっております。

また同時に、総務省は、地方公務員に対し、当初は国家公務員の給与削減について、地方公務員までは影響させませんとしながら、今年の7月から3月までの9カ月間、7.8%の給与削減を自治体に要請しました。7.8%ですが、当初は、国家公務員に対して10%の給与削減を示していたわけでありましたが、10%というのは、公務員が悪いことをして戒告処分になったときに10%だそうですね。それでこれはひどすぎると、戒告処分が2年も続くのかということで7.8%に変わったそうですが、いずれにしても7.8%の給与削減を自治体に要請しています。

そうして、その通知文書の中で、公務員に対し、自治体の長に対してですね、今後負担増をお願いすることになる消費税について、国民の理解を得ていくためには、まず公務員が先頭に立って、さらなる行政改革に取り組む姿勢を示すことが重要ですよとして、公務員にまずその先陣を切りなさいと、その役割を求めている内容になっています。

その一方で、一宮町のように国家公務員の給与水準を下回る自治体については、給与削減を求めない方針を明らかにしています。町のラスパイレス指数は、平成24年4月時点を基準とされますが、101.7%です。もし、7.8%がなければ、参考値と出されている数値は93.8%、いわゆる国家公務員よりも低いわけです。わずかに1.7%国家公務員との給与水準を上回っているために、こうした問題が起きているわけですが、以上の点から問題点と関連すること

を伺いたいと思います。

まず、実際に1.7%削減するかしないかの問題を考えなきゃいけない町として、まず1つ、地方公務員の退職手当の削減の問題、給与削減問題の内容と、その対応をどう進めていくのか伺いたいと思います。

2つ目には、給与削減では、国家公務員の水準を下回る自治体であれば、給与削減を求めないとしていますが、町では1.7%上回っています。給与削減の対象自治体となりますが、一方、総務省は、人件費を削減など過去の行財政改革の実績に応じて、地方交付税から地域活性化対策費を配分し、自治体の財政運営に配慮するとしました。町はこの対象自治体になるのか伺います。具体的にはお金が出るわけですが、そうした自治体になるのかどうか、対象になるのかどうかお聞きしたいと思います。

3つ目、退職手当の削減をきっかけに、退職間際の幹部職員の退職への影響が考えられますか。これは、4月1日になりましたから大分おさまってきたと思いますが、それでも広域、小中学校を含め、どのように把握されていますか。また、退職対象者への相談等はどのようにされているのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、1点目の地方公務員の退職手当削減、給与削減問題の内容とその対応をどう進めるのかについてですが、退職手当の削減は、国は民間との比較調査の結果、平均で402万6,000円を上回ることとなり、この格差を解消するため、平成25年1月1日から既に引き下げ措置を実施しております。引き下げは段階的に行うものであり、平成26年7月1日までの1年半をかけて、調整率100分の104から100分の87まで引き下げるものです。今回の改正に伴い、地方にも国の退職手当の改正に準じた必要な措置を講ずるよう要請がきております。

当町の職員退職手当につきましては、千葉県市町村総合事務組合で共同処理をしており、当初は平成25年3月1日から国と同じ率で段階的に引き下げる方針を示されておりました。しかし、組合加入団体からの要望や千葉県も含めた他県での駆け込み退職による混乱などから、先般の組合議会では、施行日を平成25年4月1日からとし、経過措置期間を1年ずつ年度単位として2年間で調整率を引き下げることで決まりました。

給与削減問題につきましては、ラスパイレス指数が国家公務員の7.8%減額措置後の給料と比較し、100%を超える市町村に対して削減を要請しております。当町では、国の削減前の給料と比較するとまだまだ100%に達しない状況ですが、削減措置後の給料と比較するとわずかに超える101.7%になります。国は、100%を超える市町村に一律に国と同じ7.8%削減を求めるものではなく、100%上回った部分について削減を求めていますので、当町の場合は100%を超えている1.7%分の削減要請になります。

しかしながら、当町は、これまでも国と比較したラスパイレス指数はかなり低い状態が続いていましたので、今回の要請に対しましてもどのように対応するのか、今後他市町村の状況も十分考慮しながら検討してまいりたいと思います。

2点目の給与削減、地方交付税の配分についてでございますが、国では、地方公務員も国に準じた給与削減が実施されることを前提として、地方交付税における単位費用の額の算定を行う見通しですので、例年ベースで比較した場合には、国の要請に基づく給与削減を行っても、また行わなくても、職員給与分の地方交付税は減額となります。

しかし、今回国では、地方のこれまでの人件費削減努力を反映するため、地域の元気づくり推進費を新たに地方交付税の算定に加え、人件費削減努力を給与水準、ラスパイレス指数と職員数削減の要素で加算するとのことであります。

当町は、これまでラスパイレス指数が大幅に低く、職員削減も大きく行ってきましたので、大幅な増加が見込まれます。このため、単位費用の削減分より、地域の元気づくり推進費の増加が上回り、人件費に係る地方交付税は増加となる見込みでございます。

3点目の、退職手当の削減をきっかけとした対象者の影響についてでございますが、当町では、退職手当制度改正が平成25年3月1日から4月1日に変更になり、2月末で駆け込み退職するという職員はおりません。

また、広域市町村圏組合の職員や県職である学校教職員も、そのような職員はいないと聞いております。よって、幹部職員が不在ということもなく、また広域への派遣職員を急遽補充するようなことの影響はございません。

なお、退職手当は今後段階的に減額されますので、町では、55歳以上及び勸奨退職対象者に制度改正内容と影響額の例を挙げて説明会を実施いたしました。1年前、2年前、退職予定者には試算額を提示し、具体的な説明を行っております。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

15番、鶴岡議員。

○15番（鶴岡 巖君） 丁寧な説明ありがとうございました。長い説明でありましたので、少し自分なりに答弁内容を確認しながら進めさせていただきたいと思いますが、町の退職手当、要するに退職金の問題では、これは一宮町の場合は、千葉県市町村総合事務組合で共同処理していますということで、国に準じて引き下げる方針であります。引き下げ時期については、駆け込み退職などの影響を考慮し、実施時期を25年の4月1日とし、2年間、年度単位で平均402万円余りの引き下げを合計でしますということですね。

町の退職手当の削減に伴う影響では、4月1日に変更になったため、2月末での駆け込み退職をされる職員は今のところいませんということです。これは非常によかったと思います。

また、55歳以上の方や退職勧奨対象者への具体的内容の説明と相談を実施されましたということだと思います。

給与削減問題については、具体的には一宮町は、ラスパイレス指数が、これはあくまでも7.8を足した場合ですね、101.7%になるので、100%を超えている1.7%分が引き下げ対象額となりますということだったと思います。

また、国は、地方公務員も給与削減を実施することを前提に地方交付税を算定するので、町が1.7%分の給与削減をしてもしなくても、その分の地方交付税は削減されることとなりますと、そういう見通しだということです。ここが大事なところでありますので、給与削減を国がしなさいと言っているけれども、それをしてもしなくても、その分の地方交付税はもう削減されますよということですね。

その一方で、国は、一宮町のように大変苦勞してきた自治体には、地域の元気づくり推進費を新たに地方交付税の算定に加えましたと。町は長く県下で最下位の水準にずっとありましたので、職員の皆さんには我慢を強いてきたわけであります。その内容は、人件費削減努力を認めますよということで、人件費削減の努力の給与水準、ラスパイレス指数、これは町はかなり低いわけですが、そのラスパイレス指数と職員数削減の要素で加算しますよと、2つの要素で加算しますよと。

過去5年間の町のラスパイレスは91%弱になると思いますが、低いわけですね。それと、職員数の削減数で加算しますよということですから、これは12月の議会で質問しましたが、平成17年に157名ありました職員が、23年度か24年度では124名ぐらいになっていますね。30名を割っているわけです。片方は給料を県下で一番低い水準において、そして職員数はまた

30名近くも削減した。皮肉なことに、この努力を認めますよということですね。それで、元気づくり推進費を一宮さんには交付しますよと。その割合を聞きますと、人件費で削減した費用よりも、交付される交付税のほうが多いということをお聞きしています。それで、一宮町はこれまでラスパイレス指数を低く、これは皆さんご存じです。職員の削減率も県下で上から3番目というふうに指摘しましたが、職員数削減率も大きいため、大幅な交付税の増加額が見込まれます。

結論的に言いますと、町の職員は、ラスパイレス指数が県下で一番低い状態が続いていたので、今回の給料減額要請に対し、他町村の状況を十分考慮しながら検討していきたいとの答弁だったと思います。私は何をちゅうちょしているのかというように思いますが、とにかくそういう状態の中でそういう答弁をされました。

以上の点を踏まえながら再質問したいと思いますが、今回の給与削減は、防災、減災事業の財源を公務員の人件費を削って賄えという考え方です。政府のやり方に対し、給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題だと指摘する知事会や市町村会などから声が上がっています。町長も十分承知していると思いますが、市町村会など地方六団体から反対声明が出ています。

また、安倍首相は、経済3団体トップに今のデフレ対策として賃上げを要請しています。経済3団体に賃上げしなさいというふうに要請しながら、片方、公務員には賃下げを迫るというやり方は政治的にも大きな問題であります。国、地方の公務員の人件費削減額は合わせて2兆円にも上るそうであります。公務員に準ずる労働者を含めると、600万人の給与が減額されることとなります。この結果は地域経済に大きな影響が出るのは明らかです。

町の職員で見ていけば、この地域で生活しているわけですから、その給与が減るということは、この地域の経済に影響が出る。こうした政治状況の中で実施されている地方公務員の給与削減は、もともと自治体職員の給与は、一宮町で働いている一宮町の職員の給与は、一宮町で決定するよう地方公務員法25条、地方自治法24条で決められています。いわゆるよく言われているように法定主義と条例主義で決められています。

そんなことから今回の給与問題を考える場合に、今まで長い間低い状態に置かれていた職員に給与削減を求めることは、職員の士気にかかわる問題ではありませんか。昨年5月に実施されました町の定例監査報告書の講評の中でも、職員給与に触れています。これは森議長も承知していると思いますが、承知していたら首を振ってもらいたいんですけど、承知していると思いますが……

（「承知しています」と呼ぶ者あり）

○15番（鶴岡 巖君） はい、していますね。

当時の秦議長宛てに、瀧澤文海さんと森 佐衛両監査委員が講評として書かれたものなんです。読まれていると思いますが、最後に追加して申し上げたいことがありますというふう
に書き出しがありまして、昨年10月から職員の健康面を配慮し役場での宿直を廃止し、業者に委託しましたが、これを機に宿直をしていた職員の負担は大分軽減され、職員のほうは大分喜んで
います。また、職員の給料の見直しを少しずつ行った結果、ラスパイレス指数はまだ千葉県市町村の中で最下位
となっていますが、これは去年のことですから、指数自体は改善されてきており評価できます。あとは、役場職員
に対し、しっかり仕事をしてほしい、改善すべきところは改善してほしい、払うべき給料はしっかり払う、だから
しっかり仕事をしてもらおうということを重要と考えます。住民の一番近いところにいるのは役場の職員です
からという瀧澤文海さん、森 佐衛委員の両監査委員から指摘をされて所見を述べられております。これはかなり
重い内容と考えますが。

それから、もう一つですが、今回の交付税措置では、国の要請に基づく給与削減をしても
しなくても、職員給与分の地方交付税は減額されます。しかし、人件費削減分より地域の元
気づくり推進費の増額分が上回り、人件費に係る地方交付税は増額となります。これらのこ
とを考慮し、給与削減はしないことを求めたいと思います。

そして、その意向を周りと協議するということになれば、今後一宮町は削減しないこと
にしたということを周辺自治体との協議の中で玉川町長みずから強く主張すべきだと考えま
すが、改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 鶴岡議員の質問にお答えいたします。

先ほど、話がありました職員の給与削減については、国から要請が来ておりますけれども、
これにつきましては先ほど鶴岡議員もお話がありましたけれども、地方六団体といいますか、
私たち町村長が加盟しております町村会あるいは市長会あるいは知事会、そして議長さんが
入っております地方の議長会、六団体で、これについては国に対して強く申し入れておりま
す。

内容は、先ほどお話しありましたように、本来地方の給与というのは地方で決めるもので
ございますので、地方のものは地方でという地方分権の趣旨にはっきり言って反するだろう

というものが1点あります。

それから、もう一つは、この国のほうの国家公務員の給与を引き下げた法律には、附則がございまして、国家公務員については7.8%引き下げるとございますけれども、地方については地方が自主的に判断するという形の附則がついております。ですから、今回において、やってもやらなくても財源を切っていくというやり方はそれに反するというので強く申し入れておりますけれども、残念ながら見切り発車という形で、既に国のほうでは7.8%削減ということで、いわゆる交付税は決定しております。

先ほど、鶴岡議員もお話がありましたけれども、いわゆる各市町村において削減される額が変わってくるわけですね。そして、それに対する見返りとしての過去5年間の人件費削減努力に対する元気づくりの、いわゆるこれはプラスのほうなんですけれども、その金額もまだはっきり言って確定されておられません。

ですから、今私のほうで考えておりますのは、ほかの市町村長ともお話しをたんですけれども、具体的な数字が国のほうからこれから示されてまいりますので、うちの町は幾ら金額が下がるのか、上がるのか具体的な数字が出てきた段階で協議をしましょうということになっております。

先ほど、お話しいたしましたけれども、一宮町だけではなくて長生郡の場合ですけれども、過去5年間のここにラスパイレス指数の平均値を私今手元に持っておりますけれども、長生郡はいずれも、この国のほうと比較しますと、非常に低い数字でこの5年間推移しております。例えば、お隣の睦沢さんが92.4、長生村が94.5、白子町が95.4ですか、長柄が96.5、長南町が93.5と、一宮町は県下一番低い91.0というラスパイレス指数はきております。ですから、この長生郡の町村長の間では、そういった状況をよく踏まえた上で、国から来る数字も踏まえた上で、対応について協議していこうということになっております。

私は、先ほど申し上げましたとおり、一宮町の職員が非常に低い数値にあるということは十分認識しておりますので、それは深く、重く受けとめて決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鶴岡議員、はい、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 大変重要な問題で、町長の姿勢が問題だと思いますので、私はもう一度再質問したいと思います。

確認させてもらいますが、周辺自治体と協議されるということですが、協議の前提となる、

今説明があつて、5年間の町村の一宮町のラスパイレス指数は91.0%だと言われましたけれども、この10年間の一宮町のラスパイレス指数をずっと見ていますと、平成20年に御宿町に抜かれて御宿が一番最下位になりました。それから23年度に睦沢町が今度は一宮を抜いて最下位になりました。この10年間、一宮町は最下位かその上か、ずっと行ったり来たりしながらやってきたわけですね。

それで、協議に入ると言いますが、削減率を今出された直近の資料を見ますと、削減率がばらばらなんですね。茂原市が9.7%、長生村が3%、白子町が4.9%、長柄町が5.9%、睦沢と一宮町が1.7、1.5%なんです。そういう削減率が大幅に違うところが集まって協議してまとまるものですか、それを聞きたいと思います。

それからもう一つは、町長の説明の中にもありましたが、今回のこの削減案は、要請という形で来ていますね。要するに強制じゃないんです。強制できないから要請なんです。ですから、してもしなくてもいいというふうになっているんです。

再度伺いますが、そういう置かれている状況の違う中で合意できるかどうか、合意できなかった場合どうするのか、その辺まで踏み込んで答えていただきたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 答弁求めます。

玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） これは、まずお話し申し上げたいのですが、これは協議といいましても、多数決で決めるとかいうものではございませんし、またさっき言ったように、各市町村それぞれ条例で決めるわけですから、最終的には各市町村が独自に判断しますけれども、独自に判断する前提条件として、この長生郡内で皆さんどうされますかということございまして、一宮町はさっき言ったように、一番最下位のラスパイレス指数でございますので、それについては重く受けとめておりますので、ということでございます。ですから、協議だということ、一宮町がほかの市町村に引きずられるということではございませんので、私は言うべきことははっきり言います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員よろしいですか。

はい、鶴岡議員どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 今、町長の目つきを見て、これはやる気ではないかなというふうに思いましたけれども、はっきりいいまして、特別職の皆さんは、仕事のために働いているんですよね。しかし、職員の皆さんは、生活のために働いているんです。そこを、ふんどしを

締め直してという言い方はまずいですが、協議の場に臨んでいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 以上で鶴岡 巖君の一般質問を終わります。

◇ 秋 場 博 敏 君

○議長（森 佐衛君） 次に、秋場博敏君の一般質問を行います。

14番、秋場博敏君。

○14番（秋場博敏君） 日本共産党の秋場です。

昨年末の総選挙で、2回目の安倍自公政権が誕生しました。安倍自公政権は、1として、大胆な金融緩和策でお金を大量に供給し、物価を2%上昇させる。2つ目に、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢で、長引くデフレからの脱却、そして経済を成長させ雇用や所得の拡大につなげる政策をとる、このように言いました。そのために、大型公共事業への投資の復活など、企業の収益を上げ、業績がよくなれば企業は賃上げをするという理論で進んできております。これがいわゆる緊急経済対策の内容であります。

しかし、実際には企業の収益が上がっても、雇用者報酬が下がっている。大企業の内部留保資金は260兆円にもふえ続けているという実態があります。厚労省の労働経済白書でも、なぜデフレになったのか、それは大企業における雇用制度が大きく変わって、名目賃金が下がり始めたことである。経済の活性化には労働者の所得の増加を通じて日本経済の活性化につながるという日本経済のマクロの高環境を取り戻すことが必要、これは2012年の労働経済白書でありますけれども、そのように述べております。つまり、国民の所得をふやして消費できる環境をつくる、このことがデフレ経済脱却の道だということであります。

私たちは、政府に3つの決断を求めています。

その1つは、国民の所得を奪うあらゆる政策の中止です。消費税10%増税の中止、社会保障の削減計画の中止等です。

2番目は、大企業財界の身勝手な賃下げリストラに政治の責任でストップをかける。このことは、日本経団連が賃上げを拒否するだけでなく、定期昇給の延期、凍結まで宣言をして、身近なところでも日立やパナソニック、茂原にあったI P Sアルファなど電機、情報産業などの大企業が13万人の削減計画を進めている。こういったことに対して政府として中止を強く要請すべきであります。

3つ目には、人間らしい暮らしを保障するルールづくりであります。非正規社員の待遇を

改善して正社員化の流れを進める。最低賃金を時給1,000円以上への大幅引き上げを行う。大企業と中小企業が公平に取引できるルールをつくることであります。

今のままでは、仮に物価が上がっても賃金が下がり続けたままでは生活はいよいよ苦しくなるだけであります。2月8日の衆議院予算委員会で、日本共産党の笠井議員は、大企業の内部留保はこの14年間で120兆円も積み上がっていると紹介しております。内部留保の1%程度を活用すれば、ほとんどの企業で賃上げが可能。月額1万円の賃上げができる企業は8割、従業員数は7割に及ぶと提起をしました。これに対して、麻生財務大臣も、内部留保の活用で労働者の賃上げ可能になることを認めました。国民の立場に立っての大転換が必要であります。

なぜ、冒頭経済の話をしたかと言いますと、弱肉強食の経済の中では、経済弱者が一番そのしわ寄せを受けることになるし、一番身近な町の政治は、弱者の防波堤となって守る必要があるからであります。以下、具体的な3点について伺います。

1点目は、重度障害者への医療費助成についてであります。

町には、重度心身障害者の医療費助成に関する条例があり、喜ばれておりますけれども、これは申請による償還払いであって、障害者の立場に立った制度改善がさらに求められるところであります。昨年6月の県議会では、全会一致で窓口負担の無料化、これは現物給付化ということでありましてけれども、これを求める請願が可決、採択されており、一日も早い実施が望まれるわけでありまして、県下一本の現物給付化が望ましいわけでありましてけれども、制度改正が早期に進むように、県に対して要望の声を町として上げていくよう町長の取り組みを伺うものであります。

2点目の質問は、児童生徒の要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助についてであります。

就学援助の制度は、子供の育ちを支える大事な制度であり、家庭の経済的な理由によって子供たちが差別されてしまってはならない。ましてや子供たちの教育を受けるという権利が損なわれてはならないという問題であります。

町には、要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱があります。要保護児童生徒とは、保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であるものの当該児童生徒のことです。準要保護児童生徒とは、要保護者に準ずるものとして10項目の規定があり、そのうちのいずれかに該当するものとなっております。特に、要綱のイの項目では、生活保護法の基準生活費の額の1.3倍以下であることとなっておりますが、就学援助の申請時に自

分の家庭は該当するのかどうか、よくわからないので申請をためらってしまう、こういうことも十分考えられます。具体的な生活費の額の提示はあるのでしょうか、伺います。

2つ目として、国の就学援助の支給内容と金額について見ていたところ、1の学用品費の中に通学用品費とは別に通学費の項目が国の要綱ではあります。これは、片道、児童が4キロ以上、生徒が6キロ以上の者の交通費として、小学校では年額3万8,200円、中学校では年額7万7,200円、これが支給されるというふうになっております。

ところが、町の要綱を見ても、これがありません。通学用品費というのがありますが、通学費というはありません。仮に、綱田地区から中学校への通学を考えた場合、6キロを超えられると思われませんが、こういう地域で該当児童や該当生徒が発生した場合、どう対処していくのか伺いたいと思います。

文科省が2010年から新たにクラブ活動費、PTA会費、学級会費あるいはこれは生徒会費でもありますけれども、この3項目を国庫補助対象として追加をいたしました。それに先立ち5年前の2005年度には、準要保護に対する国庫補助が廃止されて、一般財源化されております。ただ、国は、市町村に準要保護に対する国庫補助を廃止しても、地方交付税を算定する際に基準財政需要額に算入しているので、準要保護者に対する就学援助事業についても適切に実施すること、こういう通知を出しております。

この一般財源化は、その後もずっと続いておまして、今回3つの項目が新たに追加されて、要保護家庭にはそれが交付金として流れてきますけれども、準要保護家庭にはそれがどうなっているかよくわかりません。実際の交付税措置も実態にあったものになっていない現状がありますけれども、国に補助金要求をするとともに、本来の就学援助の趣旨が生きるように、準要保護児童生徒に対しても実施すべきであります。平成24年度の実績で試算をした場合、どのくらいの予算措置が必要になるのか、この点を伺いたいと思います。そして、実施すべきだというふうに考えます。

3点目の質問は、町営住宅についてであります。

町営住宅の空き家管理を適切にしてほしいという苦情があるので、質問いたします。

雑草などの刈り取りが必要で、冬場などは特に防火対策または防犯対策上からも対策を望むというものであります。住宅管理担当の都市環境課では、シルバー人材センターなど委託をして、年数回の草刈りなどを適切に行って管理しているということでありましたけれども、特に冬場などの巡回等ふやして、苦情の出ないような管理を望みたいと思います。

あわせて、各町営住宅の老朽化が進んでおります。町では、平成23年度から10年間の一宮

町営住宅基本計画を策定しております。この基本計画では、大村町営住宅を除き全て廃止の方向で計画されております。第3章の基本計画の中に、老朽化が進み入居申し込みもほとんどないとの分析になっておりますが、私が見る限り、適切な更新計画がないために、老朽化が目立つ中で、近くに買い物をする店もないなどの条件の悪さが、入居申し込みに反映しているのではないかというふうに思えるわけであります。

今議会で提案されている一宮町営住宅等の整備基準を定める条例では、6条で、位置の選定という項目がありまして、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により住居環境が著しく阻害されるおそれのある土地をできる限り避け、かつ通勤、通学、日用品の購買、その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならないと定めております。その他、7条では、敷地の安全性、8条では、住み棟というのですかね、等の基準、9条では、住宅の基準等々細かく規定をしております。

長引く不況の中で、高齢者あるいは低所得者やリストラなどで生活環境が大きく変わってしまった人たちがふえております。町営住宅の需要がなくなったわけではないと思います。適切な町営住宅の更新計画がないためと思われるので、今回の整備基準にあった町営住宅の更新計画を策定して、

住宅弱者の防波堤になっていただきたいと思います。住宅政策についての見解を伺いまして、以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうから秋場議員の重度障害者への医療費助成についてお答えいたします。

重度障害者への医療費助成についてでございますけれども、町の重度心身障害者医療費受給事業につきましては、対象になる方が身体障害者手帳1級と2級の交付を受けた方と、それから療育手帳で常時特別の介助を必要とする程度の状態の判定を受けた方が対象となります。また、県の重度心身障害者医療給付改善事業により、事業費の2分の1の補助金を受けて進めております。

医療費助成は、現在償還払い方式で給付しておりまして、23年度の実績では、対象者が219人、約2,538万3,000円を給付しております。償還払い方式は、先ほど秋場議員がお話ししましたように、一旦本人が支払って、医療機関で支払った医療費について領収書を添付して、

町のほうに請求するという形でございます。請求することによりまして、町が保険対応分について支払うという形をとっております。現物給付化につきましては、あらかじめ医療機関と協議しまして、窓口における支払い負担を減らすものでございます。

この医療費助成の現物給付化につきましては、窓口で自己負担額が発生しないために過剰受診となって、老人医療費の無料化が大幅な医療費の増加を招いたという過去の経験等がございます。千葉県の方ではこれを実施しておりませんでした。しかし、現在私たちの調べたところ、関東でもほとんどの大半の県が、現在申請の償還払いから現物給付のほうに切りかえております。

昨年の6月に県議会でもこれが全員一致で請願が可決されたことに伴いまして、県では、8月にこれを受けまして、県内市町村に現物給付化への調査を実施いたしました。そうしたところ、約50の団体が現物給付化が望ましいという回答を出したという結果が出ています。

県は、この結果を踏まえて、現物給付化に向けて、県の基準と異なるサービス体系や一部負担金の徴収等、調整すべき課題もあり、ようやく市町村との協議を今これから始めようという段階でございます。町としましては、県によるこの調整がなければ現物給付化ができませんので、一日も早く現物給付化ができるよう県に対して具体的に要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 次、答弁求めます。

町田教育長、お願いします。

○教育長（町田義昭君） 準要保護世帯の支給等につきまして、大きく3つのご質問があるかと思いますが、お答え申し上げます。

まず、準要保護世帯のその基準の生活費の額、1.3倍以下ということですが、それが具体的な生活費の額の提示があるのかどうかということですが、この申請につきましては、世帯に属する世帯全員の前年の所得が生活保護法により算定される基準生活費の3分の1ということになっております。これによりますと、世帯全員の収入はどのくらいかということ、これ各世帯によってそれぞれ違うわけでございますので、基本的には、この生活費の額の提示というのは行っていないところでございます。

なお、この保護者は就学援助について申請が必要であるかどうかということが心配だという方がおられると思いますが、これは民生委員、そして校長と相談しまして協議をして、遠慮なく教育員会に申し出ていただきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、国の援助内容の中に通学用品費と別に通学費の項目があるけれども、町の要綱にはないということでのご質問でございますが、確かにこれは町の要綱には現在のところございません。町では、この町の要綱に基づきまして、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして、学校教育に必要な経費として、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、学校給食費について現在援助を行っているところでございます。この町の要綱にはない通学費については、現在のところ支給はされていないわけでございますが、まことに申しわけないのですが、この該当者がどのくらいいるのか、それからこの市町村の中で、これを支給しているのが現実にあるのかどうかということの調査が現在のところ行われておりませんものですから、正確な数字は申し上げられませんが、この制度の目的に照らしまして、また本町の財政状況や近隣の自治体の動静も視野に入れて、今後総合的な視点で検討してまいりたいというふうに思います。

次に、2010年から新たにクラブ活動費、PTA会費、学級会費の3項目が加えられたのですが、町ではどうかということでございますが、これにつきましても、現在のところ、準要保護児童生徒に対する援助支給項目には組んでおりません。

なお、平成24年度の準要保護児童生徒数は、小中学校合わせて45人が認定されております。その額が436万6,000円予算措置されているところでございます。また、クラブ活動費、PTA会費、学級会費、中学校ですと生徒会費になりますが、この3項目を24年度の準要保護児童生徒数で試算した場合には、約20万円の予算措置が必要となります。

この3項目につきましても、就学援助について現段階では新たに費目の追加は考えておりませんが、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、義務教育に必要な経費の一部を援助するという制度の目的に照らして、また社会情勢等も留意しまして、本町の財政状況や近隣自治体の動静も視野に入れるなどして、総合的な視点に立って検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 次の答弁求めます。

小関都市環境課長。

○都市環境課長（小関義明君） 3点目の町営住宅について、町営住宅の空き家管理を適正にとのことでございますが、現在も雑草が繁茂する時期、6月から10月ごろにかけてですが、適宜草刈りを行っております。今後も回数をふやすなどして管理を適正に行なってまいりたいというふうに考えております。

町営住宅基本計画でございますが、平成23年度に作成いたしました、平成32年度までに大村住宅を除き廃止する計画となっております。大村住宅を除き廃止の方向になっている理由でございますが、大村住宅以外の住宅は借地の上に建っております、所有者から返還要求があるためでございます。また、全ての住宅が、ご指摘のように老朽化していて、入居申し込みがほとんどないのも事実でございます。

そこで、町といたしましては、今後も存続させる予定の町有地に建っている大村住宅に全てを集約することによりまして、集中的に維持管理を行う考えでございます。更新計画ということでございますが、大村住宅の大規模な改修は、建てかえが必要になった時点で更新について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

秋場議員、どうぞ。

○14番（秋場博敏君） ありがとうございます。

1点目から確認しながら進めたいと思いますが、まず重度障害者への医療費助成の問題で、一日も早い現物給付化の実現を望んでいるわけですけれども、町長も同様の見解で進めていくと、そうことの答弁でよろしいと思いますが、いかがですか。町は、やはり県下一本で現物給付化を進めるということによろしいかどうか。

それから、2点目の子供の就学援助費の問題では、まず、特に準要保護のご家庭の子供さんの問題で、この申請時、入学前の説明会とかそういうところで、そういう家庭が申請しやすいような親切な説明をしていただいて、申請が認められるかどうかはともかくとして、そういうような心配のある家庭はぜひ申請を行ってくださいということを特にPRしていただきたいというふうに思います。

そういう中で、通学費の問題なんです、これは一宮の中学校が現在の場所に建ったその経緯、ちょうど東浪見中学校と一宮中学校が合併して一宮中学校一本になったということから、位置が相当中心ではないところに建っているということから、一時は通学費の援助ということで、たしか年額3,000円ぐらいでしたかね、当初はそういう支給がされていたんですね。それが途中でやめられて、そのかわり通学用のヘルメットを自転車通学の子供たち全員に支給する。そういうような経緯がありますが、特に今回の準要保護の家庭、あるいは要保護の家庭の場合には国の基準が算定されるので、そういうのも措置されるというふうに理解しているんですが、準要保護の場合にはそういうのがない。

ただ、ちょっと確認なんですけど、要保護も通学費は出ていないんですかね。ちょっとその辺、教えていただきたいと思います。

これは、やはりまだ位置が中心部にないないということから、特に東浪見のいすみ市に近いほうとか、そういうところでは、確かにキロ数は6キロ超えていると思いますので、何らかの自転車を買ったり、あるいは電車で通学したり、そういう子供もいると思います。この辺での準要保護世帯、要保護も含めるかどうかわかりませんが、その辺への検討を至急願いたいというふうに思います。

3項目の追加が2010年から始まったということで、ただ準要保護についてはそれが実施されていないという報告がありました。これについては、やはりいじめの問題にはならないにしても、差別感が子供たちに悪影響を与えてはいけないというふうに思いますので、町として実施をしていただきたい。これは町長の見解をもう一度求めたいと思います。金額も試算していただいたところ、20万円程度でそれは克服できるということでもありますから、実施するという方向で舵を切っていただければ、教育委員会での審議とか条例、要綱の改正とかしていただいて実施する方向で作業が進むと思いますので、町長の見解を求めたいと思います。

最後の町営住宅の問題については、とにかく基本計画が廃止の方向というのは非常にせつないような気がします。大村町営住宅は残す方向だということで、ただあの周りには日用品を買い回る商店等はありません。しかも、今度できる条例から見ると、自然災害を受けやすいところにある。この間の3・11の津波では床上浸水が発生していますし、その後ガードレールのところまでかさ上げがされましたけれども、あそこの場所にこだわらず更新計画をぜひ検討していただきたい。そのことは要望で結構ですので、よろしく願いいたします。

再質問終わります。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁を求めます。

玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 再質問に対する答えということなんですけれども、最初の重度障害者への医療費助成、これ一日も早く現物支給が望ましいという、私、考え方持っていますので、これについては県のほうに強く要望を出していきたいと思っております。これは県の町村会での組織がありますので、町村会のほうに町のほうから出して、町村会の決議というのを出して県のほうに強く働きかけたいと思っております。

それから、2番目の就学援助の段階の、今話がありました、20万円の予算措置でできるのであればということでございますけれども、私も基本的にこれは行うべきだと考えておりま

す。ただ、行うに当たりまして、できる限りやはり長生郡市7市町村に足を合わせて行うのが望ましいというふうに私考えております。というのは、憲法が保障する教育の機会均等という趣旨からも、本来市町村、これはやはり同じような形でやっていくのが一番望ましいと思っておりますので、まずは市町村長さん等にお話しして、できれば一緒にこれをやっていきたいと思っております。

それから、先ほど言いました町営住宅について、先ほど秋場議員もおっしゃいましたけれども、私も大村住宅に、また同じような場所に建てるのはどうなのかなと私思っております。1つは、これは市町村で公営住宅つくった時期と、今現在時代は大きく変わってしまっていて、この前、県の住宅課に問い合わせたところ、今新しく市町村で住宅をつくっているところはほとんどないと。逆に、船橋とか市川においては、新しく建てるのではなくて、例えば公団住宅ありますよね、空いているところがありますので、そういうところを市町村がそこを借り上げる。市営住宅として借り上げて、もちろん家賃の差額がありますから、その差額を市町村が補助をするという形は、今逆に都市部では広がっているということがございまして、また一宮町を見ても、民間のアパートでたくさん今空き室がありますので、市町村でさっき言った町有地とかを買い求めて、そこに住宅を建てるというやり方もあるでしょうけれども、新しい時代の新しいやり方もあってもいいんじゃないかと思っておりますので、いずれにしても、それはまたその時点で、皆さん方の意見を聞いて、必要な住宅であれば、それはいろいろなやり方いろいろあると思っておりますので、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 申請しやすい丁寧な説明をということでございますが、私ども今までかなり丁寧な説明はしているつもりでございますが、さらに相談の受けやすいような体制をとってまいりたいと思います。

なお、通学費が要保護で支給されているかどうかと、これ申しわけございません、ちょっと今の段階で確認がとれませんものですから、後ほど、議員さんにご報告申し上げたいと思いますが、それではよろしゅうございますでしょうか。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 秋場博敏議員、どうぞ。

○14番（秋場博敏君） ありがとうございます。

特に、準要保護の町長の見解の中で、ぜひそれはやってあげたいけれども、教育の機会均

等といたしますか、各町村の状況を見ていくということで答弁がありましたけれども、これは要望で結構なんです、各町村の今の実施状況はほとんどされていません。それは、交付税措置されているというのがどうもよく浸透していない、知っているんでしょうけれども、お金に名目書いてありませんので、ほかに流用しているのかどうか、とにかくやっていません。そういうことで、それを理由にすることなく、仮に郡市内一本でやっていきたいということであれば、玉川町長は積極的にそれぞれの町村長を説得していただいて、子供たちが不平等扱いされないようによろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（森 佐衛君） 以上で秋場博敏君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後 1 時 20 分といたします。

休憩 午後 零時 17 分

再開 午後 1 時 18 分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第 6、議案第 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの 1 ページをお開きください。

議案第 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例につきましては、町の職員を他の団体に派遣することについての統一的なルールを設定し、職員の適正化や身分取り扱いの明確化を図るため、一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、必要な事項を条例で定めるものでございます。

条例に規定する主な内容としまして、派遣先の指定、派遣の対象外になる職員、給与等に

ついて定めるものでございます。

なお、規定で定める派遣団体は、社会福祉法人一宮町社会福祉協議会でございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第6、議案第1号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第7、議案第2号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの4ページをお開きください。

議案第2号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年一宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、本条例の第12条において、職員の年次休暇について規定しておりますが、現行は1月から12月までの暦年となっておりますが、職員の年次休暇につま

して、職員の採用、退職及び人事異動の周期である年度に改めるため、主に条例中の年の部分を年度にする語句の整備について改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第7、議案第2号 一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第8、議案第3号 一宮町一般職員の給与に関する条例及び一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの6ページをお開きください。

議案第3号 一宮町一般職員の給与に関する条例及び一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、東日本大震災の被災地に職員を派遣することにより必要となります。単身赴任手当等の規定を整備するため、関連する2つの条例の改正並びに議案第7号の一宮町新型インフルエンザ等対策本部条例の整備に関連いたします。手当等の規定について、あわせて整備を図るものでございます。

初めに、給与条例の改正についてでございますが、主な改正内容でございますが、第22条

の2は、新たに支給する手当として単身赴任手当を設けるもので、支給対象の要件及び支給額について規定するものでございます。

第23条の4の武力攻撃災害等派遣手当及び第23条の5の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、災害対策基本法の規定に基づき、ほかの地方公共団体等から町へ派遣される職員に対して手当を支給できるようにするものでございます。

なお、武力攻撃災害等派遣手当につきましては、平成18年度に制度改正するものが未整備となっていたため、今回後者の規定と同様の性格を持つことからあわせて整備するものでございます。

続きまして、旅費に関する条例について、ご説明いたします。

主な改正内容でございますが、新しい赴任先に到着後、新住居を見つけるまでの間、宿泊費等の諸雑費に充てるために支給する着後手当を新たに追加するもので、支給対象と支給額を条例に定めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第8、議案第3号 一宮町一般職員の給与に関する条例及び一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第9、議案第4号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、9ページをお願いいたします。

議案第4号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

町長等の給料の特例に関する条例（平成20年一宮町条例第16号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、町長、副町長及び教育長の給料は、平成25年3月31日まで減額するものを平成26年3月31日まで減額期間を延長するものでございます。減額率は町長、副町長は20%、教育長は5%、減額の合計は1年間で377万円でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第9、議案第4号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第10、議案第5号 一宮町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） それでは、10ページをお開きください。

議案第5号 一宮町防災会議条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

一宮町防災会議条例（昭和39年4月1日条例第15号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、災害対策基本法の一部を改正する法律が昨年6月に施行され、東日本大震災から得られた教訓、課題等を受け、防災対策の全般的な見直しが行われたところであり、この改正に伴い、町の防災会議条例も見直すものであります。

主な改正でございますが、地方公共団体の防災会議の所掌事務として、平時の防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、町長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することができるよう改めました。

次に、地域防災計画の策定等に当たり多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を追加いたしました。

また、各委員定数につきましては、各号ごとに人数が定められておりましたが、より弾力的な運用ができるよう、総体で30人以上とするように改めました。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第10、議案第5号 一宮町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第11、議案第6号 一宮町情報公開条例の一部を改正する条例に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） それでは、12ページをお開きください。

議案第6号 一宮町情報公開条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

一宮町情報公開条例（平成13年一宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、第7条第6号中の「国若しくは他の地方公共団体が行う事務」を「国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務」に改めるもので、独立行政法人等及び地方独立行政法人を追加するものでございます。

その下の、「町、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し」を「独立行政法人等、本町若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事務に関し」につきましても、独立行政法人等及び地方独立行政法人を追加し、国が経営する国有林事業が国営企業でなくなったため、国を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第11、議案第6号 一宮町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第12、議案第7号 一宮町新型インフルエンザ等対策本部条例の

制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山福祉健康課長、お願いします。

○福祉健康課長（中山好弘君） それでは、13ページをお開きください。

議案第7号 一宮町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、ご説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別処置法が平成24年5月11日に公布されました。これに伴いまして、地方公共団体の責務といたしまして、新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出た場合には、政府対策本部が策定する基本的対処方針に基づきまして、市町村対策本部の設置などの措置を講ずることとされました。このため、市町村対策本部に関しまして、目的、組織、会議等の事項につきまして制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、法の施行の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第12、議案第7号 一宮町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第13、議案第8号 一宮町介護保険運営協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山福祉健康課長、お願いします。

○福祉健康課長（中山好弘君） それでは、15ページをお開きください。

議案第8号 一宮町介護保険運営協議会設置条例の制定について、ご説明いたします。

一宮町介護保険運営協議会につきましては、現在の要綱では、町長の求めに応じまして介護保険の利用計画作成、地域密着型サービスの運営に関する事、地域包括支援センターの運営に関する事などを協議いたしまして、町長に意見を述べる事とされております。

運営協議会が町の附属機関であるためには、地方自治法第138条の4第3項の規定によりまして、条例で定める事とされております。そういうことから、目的、組織などにつきまして制定するものでございます。

附則といたしまして、条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第13、議案第8号 一宮町介護保険運営協議会設置条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第14、議案第9号 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山福祉健康課長、お願いします。

○福祉健康課長（中山好弘君） それでは、18ページをお開きください。

議案第9号 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、ご説明いたします。

平成23年5月2日に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権一括法が制定されまして、介護保険法の一部も改正となりました。地域主権一括法につきましては、多くの法律を一括して改正し、主に自治体に対する事務の処理またはその方法の見直しを実現するものでございます。国の法令で定めておりました基準の幾つかが、自治体の条例へ委任されることとなりました。

介護保険法第78条4第1項の規定から、地域密着型サービスの人員、設備及び運営については、厚生労働省の基準で規定されておりましたが、市町村条例で平成25年3月31日までに制定するように改正となったところでございます。この条例案につきましては、もとになっております厚生労働省令の条文は、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護などが明記されておりますが、条文が190条と非常に多く、加えて経過措置も複雑なため、千葉県町村会及び千葉大学大学院の鈴木教授の指導をいただきまして、簡便な包括引用方式で作成をしたところでございます。この方式は省令が平成25年3月31日以降も残りますので、その規定をそのまま本条例で取り上げる部分と省令の規定を変更する部分を本条例で明文化する方法でございます。

内容につきましては、小規模特別養護老人ホームの定員を29人とし、多床室を認める、指定地域密着型サービス事業者の指定は法人とする、記録については5年間保存をする、また、入浴や排せつなどの規定となっております。

附則として、条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第14、議案第9号 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第15、議案第10号 一宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山福祉健康課長、お願いします。

○福祉健康課長(中山好弘君) それでは、21ページをお開きください。

議案第10号 一宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、ご説明いたします。

経緯につきましては、一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と同じでございます。

内容につきましては、指定を受けることができるのは法人であること、記録については5年間保存ということでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

日程第15、議案第10号 一宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第16、議案第11号 一宮町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長(小関義明君) 23ページをお開きください。

議案第11号 一宮町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

一宮町営住宅等の整備基準を定める条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる一括法の施行に伴い公営住宅法が改正され、これまで国が全国一律に定めていた公営住宅等の整備基準について、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることとなりました。国の基準は、町営住宅等の整備に必要な基準が整えられており、参酌すべき基準である公営住宅等整備基準とおおむね同じとしたものです。これまでの国の基準は、住宅の設備や構造など適切な水準を確保してきており、引き続き国の基準を維持することで、一宮町も住宅を整備することが可能であると判断し、国の基準を町の基準として引用し、条例の制定をするものです。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

日程第16、議案第11号 一宮町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第17、議案第12号 一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長(小関義明君) ご説明申し上げます。

議案第12号 一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましても、一括法の施行に伴い公営住宅法施行令が改正され、国が全国一律で定めていた公営住宅の収入の基準について、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることとなり、今回町営住宅管理条例の一部を改正するものです。

平成21年4月1日に収入基準が引き下げられて以降、景気は引き続き改善されない状況もあることから、本町は、千葉県の収入基準とおおむね同じとしました。また、長生郡内の市町村につきましても、同じ入居基準で統一をしております。そして、収入の基準の一部改正にあわせて、本町の町営住宅管理条例の中に暴力団排除措置等の内容がありませんでしたので、暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書の締結に伴いまして、入居資格要件に暴力団でないことを追加し、一宮町営住宅管理条例の一部をあわせて改正を行うものです。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第17、議案第12号 一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第18、議案第13号 一宮町都市下水路の構造及び維持管理の基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長（小関義明君） 議案第13号 一宮町都市下水路の構造及び維持管理の基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例は、一括法の施行に伴います一宮町都市下水路の構造及び維持管理の基準を定めるものでございます。

第1条といたしまして、この条例は、下水道法第28条第2項に規定する都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準を定めるものでございます。

2条といたしまして、構造の基準。第3条で、維持管理の基準を定めたものでございます。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

検討事項といたしまして、第2条及び第3条の基準に関する政令の規定が改正されたときは、速やかにこの条例の改正の要否について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じなければならないとしたものです。

次に、前項に定める場合のほか、この条例に定める基準については、町の状況を踏まえ、随時検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる努めるものとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第18、議案第13号 一宮町都市下水路の構造及び維持管理の基準を定める条例の制定
についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第19、議案第14号 一宮町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長（小関義明君） 議案第14号 一宮町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例につきましても、一括法の施行に伴いまして、一宮町都市公園及び公園施設の設置基準を定めるものでございます。

第1条としまして、この条例は、町が設置する都市公園に係る都市公園法第3条第1項に規定する都市公園の設置基準並びに法第4条第1項本文及びただし書きに規定する公園施設の設置基準を定めるものでございます。

第2条として、都市公園の設置基準、第3条といたしまして、公園施設の設置基準を定めたものでございます。

附則として、この条例は、平成25年4月1日より施行するものでございます。

以下、検討につきましては、前条と同様でございます。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

日程第19、議案第14号 一宮町都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第20、議案第15号 一宮町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長(小関義明君) ご説明申し上げます。

議案第15号 一宮町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

こちらを一括法の施行に伴いまして、一宮町が管理する町道の構造の技術的基準を定めるものでございます。

第1条といたしまして、この条例は、道路法第30条第3項に規定する町道の構造の技術的基準を定めたものでございます。

第2条といたしまして、構造の基準を定めたものでございます。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以下の検討につきましては、前条と同様でございます。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

日程第20、議案第15号 一宮町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第21、議案第16号 一宮町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長(小関義明君) ご説明申し上げます。

議案第16号 一宮町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

こちらを一括法の施行に伴う一宮町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定めたものでございます。

第1条、この条例は、道路法第45条第3項の規定による町道に設ける道路標識のうち道路標識、区画線及び道路表示に関する命令第1条第2項に規定する案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置する補助標識の寸法を定めたものでございます。

第2条として、寸法を定めたものでございます。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以下につきましては、前条と同様でございます。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

日程第21、議案第16号 一宮町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第22、議案第17号 一宮町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長(小関義明君) 議案第17号 一宮町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

こちらは一括法の施行に伴いますことの一宮町河川管理施設等の構造の基準を定めたものでございます。

第1条としまして、この条例は、河川法第100条第1項の規定において読み替えて準用する法第13条第2項の規定による準用河川に設置される河川管理施設及び法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム堤防その他主要なものの構造の河川管理上必要とされる技術的基準を定めたものでございます。

第2条としまして、河川管理施設等の構造基準を定めております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以下については、前条と同様でございます。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

日程第22、議案第17号 一宮町河川管理施設等の構造の基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第23、議案第18号 一宮町市民農園設置管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本産業観光課長、お願いします。

○産業観光課長(岡本和之君) それでは、議案つづりの39ページをお開き願います。

議案第18号 一宮町市民農園設置管理条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の一宮町市民農園設置管理条例は、4月に市民農園を開園するに当たりまして、設置管理条例を制定するものでございます。

この条例は、6条まで制定いたしますが、取り扱いの詳細につきましては、施行規則で定めてまいります。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

14番、秋場博敏議員、どうぞ。

○14番(秋場博敏君) 1つだけ質問がありますけれども、現場を見させていただきましてけれども、非常にまだ草が刈り倒された状態で、どういうふうに整備するのか、何か堆肥センターの堆肥を入れて耕うんするということですが、やたらなトラクターでは歯が立たないかなというふうに見ました。それで、開園が4月からという、この条例は4月から施行ということですが、具体的にはいつごろ募集をかけて、いつごろ使えるようになるのか、もう少し詳しく説明願います。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

岡本産業観光課長。

○産業観光課長（岡本和之君） 現場のほうでございますが、草刈りは終わっておるんですが、何しろ地力がないものですので、今、秋場議員さんのほからお話がありましたとおり、睦沢にあります堆肥センターの肥料をこちらに運びまして、それで、トラクターで2度ほど耕うんしてつくるような形でございます。

そして、もう一つですが、議会が終わりましたら市民農園の募集をかけまして、できるだけ4月1日に間に合うような形で開園をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 秋場議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第23、議案第18号 一宮町市民農園設置管理条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第24、議案第19号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長（小関義明君） 41ページをお願いいたします。

議案第19号 町道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のように認定する。

認定する路線でございますが、町道2486号線、一宮町一宮字祓所、こちら民間宅地開発に伴いまして寄附された道路でございます。延長が56.6メートルでございます。

続きまして、町道3301号線、一宮町東浪見字釣川間、こちら町道128号近くの南釣地先で、土地改良の換地された認定外道路を認定するものでございます。延長が15.9メートルでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第24、議案第19号 町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第25、議案第20号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長（小関義明君） 42ページになります。

議案第20号 町道路線の廃止について、道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のように廃止する。

廃止する路線でございますが、町道3237号線、一宮町東浪見字川間新田下でございます。

こちらは、釣が崎の海岸広場が昨年完成し、整備されましたので、広場内にあります道路を廃止するものでございます。延長が257.5メートルでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第25、議案第20号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第26、議案第21号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長（小関義明君） 43ページになります。

議案第21号 町道路線の変更について、道路法第10条第2項の規定により、町道の路線を次のように変更する。

変更する路線でございますが、昨年9月に大字東野が誕生しまして、東浪見土地区画整理事業内になります町道の起点、終点の地番が変更になりましたので、町道2181号線から町道3300号線までの34路線の変更をするものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第26、議案第21号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第27、議案第22号 平成24年度一宮町一般会計補正予算(第7次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長(峰島 清君) それでは、50ページをお開きください。

議案第22号 平成24年度一宮町一般会計補正予算(第7次)議定について、ご説明申し上げます。

51ページをお願いいたします。

平成24年度一宮町の一般会計補正予算(第7次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,380万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,943万9,000円とするものでございます。

継続費の補正、第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正によるものです。

繰越明許費、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第3表繰越明許費によるものです。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正によるものです。

56ページをお開きください。

第2表の継続費の補正ですが、今回は変更です。

2款総務費、1項総務管理費、事業名は新庁舎建設事業で、補正前の総額は6億2,000万円で、補正後は6億1,992万円です。この事業は、設計施工一括発注方式により減額となり変更するものでございます。

次に、7款土木費、4項都市計画費、事業名は都市計画マスタープラン作成業務で、補正前の総額は1,126万円で、補正後は903万円です。この業務は、入札減により変更するものです。

次に、8款消防費、1項消防費、事業名は地域防災計画策定等業務で、補正前の総額は1,228万5,000円で、補正後は880万1,000円です。この業務も入札減により変更するものです。

57ページをお開きください。

第3表の繰越明許費ですが、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名は道路ストック総点検事業で、金額は1,670万円。舗装修繕事業として、金額は5,670万7,000円、通学路の交通安全対策事業として、金額は2億8,000万円。その下の9款教育費、2項小学校費、事業名は一宮小学校屋内運動場耐震改修事業で、事業費は1億3,209万円です。

計で4億8,549万7,000円で、これが繰り越しとなります。

次に、58ページをお開きください。

第4表の地方債補正ですが、追加としまして、起債の目的として、緊急防災・減災事業債の一宮小学校屋内運動場耐震改修事業で、限度額は9,500万円。利率は5%以内です。

変更につきましては、起債の目的として、公共事業等債の社会資本整備総合交付金事業の補正前は限度額810万円でしたが、補正後は1億5,940万円で、これは下ノ原通りの町道1-10号線の通学路の交通安全対策事業と町内8路線の舗装補修工事の追加によるものでございます。

その下の緊急防災・減災事業債の新庁舎建設事業の補正前は、限度額が2,000万円でしたが、補正後は500万円となりました。これは、庁舎の設計が減額したための変更です。

次に、70ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明いたします。

70ページの1款議会費から97ページの12款諸支出金につきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明させていただきます。

今回の補正は、平成24年度の精算確定等によるものでございますので、基本的に減額部分の説明は省略させていただきます。

初めに、75ページをお願いいたします。

上から2つ目のふるさと応援事業の277万3,000円は、ふるさと応援寄附として82名の寄附と利息でございます。

その下の財政調整基金の1億9,277万2,000円は、繰越金や交付税等の余剰金を基金として積み立てするものです。

その下の庁舎建設基金の30万2,000円は、基金の利子で、庁舎建設基金に積み立てるものです。

一番下の公共施設整備基金の5,000万円は、これも繰越金や交付税等の余剰金を基金として積み立てするものです。

81ページをお開きください。

上から3つ目の介護給付事業の870万2,000円は、平成23年度の補助金の清算です。

その下の訓練等給付事業の227万8,000円は、職業訓練等の事業件数が当初見込んでおりました件数より増加したため補正をするものです。

中ほどの自立支援医療給付事業のうち、償還金利子及び割引料の233万7,000円は、平成23年度の補助金の精算です。

下から5つ目の重度心身障害者（児）医療給付助成事業の94万7,000円は、特に重い1級、2級の障害者の医療費が増加したための補正をするものでございます。

85ページをお開きください。

愛光保育園委託料の221万9,000円は、低年齢者の増加により委託料を補正するものです。

中ほどの保育所整備基金の5,000万円は、繰越金や交付税の余剰金を基金として積み立てるものでございます。

91ページをお開きください。

1番上の道路新設改良事業の3億4,999万5,000円は、国の緊急対策事業として雇用者の機会をつくるために公共事業が大幅に追加され、単独ではできなかった事業に着手するものです。

委託料は橋梁やトンネルなどの道路ストック総点検委託料として1,670万円と下ノ原通りの町道1-10号線の通学路の交通安全対策工事測量設計委託料の1,000万円です。

工事請負費は、町内8路線の舗装修繕工事として5,670万7,000円と下ノ原通りの町道1の10号線の通学路の交通安全対策工事の2億7,000万円です。

93ページをお開きください。

93ページの一番下から95ページにかけてですが、一宮小学校管理運営事業の1億3,097万4,000円は、一宮小学校の屋内運動場耐震改修工事の設計管理委託料と請負工事費です。当初は、この事業は平成25年度に行う予定でしたが、平成25年度の国の予算の成立が大幅におくれたため、県より平成24年度に前倒しの依頼があり、今回補正を行うものです。

なお、この事業も国の緊急経済対策事業です。

そして、95ページの下から3番目の文化財保護事業の125万円は、玉前神社社殿修理事業が継続している中で、平成24年度の県の補助金は250万円であり、町の補助金要綱により125万円を補助するものでございます。

次に、62ページをお開きください。

歳入につきまして、ご説明いたします。

歳入の62ページの8款自動車取得税交付金から69ページの21款町債までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明させていただきます。

初めに、63ページの一番上、自動車取得税交付金の△700万円は、軽自動車、普通自動車などの登録台数が減となり減額補正するものです。

次に、その下の地方交付税の5,804万2,000円は、普通交付税の決定によるものです。

中ほどより下の子どものための手当負担金の△1億2,879万9,000円は、子どものための手当が制度改正により児童手当となったため、国の負担金を全額減額するものです。

そして、2つほど下ですが、児童手当負担金の1億1,171万4,000円は、子どものための手当が制度改正により児童手当となったため、国の負担金を補正するものです。

下から3つ目の土木費補助金の1億9,416万4,000円は、元気交付金として橋梁及びトンネルなどの道路総点検事業、下ノ原通りの町道1-10号線の通学路の交通安全対策事業及び町道8路線の舗装修繕事業の事業費3億5,340万円の55%の補助金です。

一番下の教育費補助金のうち、学校施設環境改善交付金の3,170万円は、一宮小学校屋内運動場耐震改修工事に伴う交付金でございます。

65ページをお開きください。

上から5行目ほどですが、子どものための手当負担金の△2,729万9,000円は、子どものための手当が制度改正により児童手当となったため、県の負担金を全額減額するものです。

その下の下ですか、児童手当負担金の2,458万5,000円は、子どものための手当が制度改正により児童手当となったため、県の負担金を補正するものです。

次に、67ページをお願いいたします。

上から2つ目の寄附金の262万4,000円は、ふるさと応援基金等の寄附金です。

その下の介護保険特別会計繰入金金の244万6,000円は、平成23年度の介護保険特別会計から精算により返ってくるものでございます。

中ほどの繰越金の1億8,516万1,000円は、前年度繰越金です。

その下ですか、民生費受託事業収入の164万3,000円は、保育所管外児童受託料として、長生村からの児童3名を受け入れしている受託料です。

一番下の公共工事等債のうち、町道舗装修繕事業、町内8路線の2,550万円と69ページの下ノ原通りの町道1-10号線の通学路の交通安全対策事業の1億2,600万円の事業費の45%を借り入れするものでございます。

次に、69ページの救急防災・減災事業債の9,500万円は、一宮小学校の屋内運動場耐震改修をするために借り入れするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

6番、鵜野澤一夫議員。

○6番（鵜野澤一夫君） 6番、鵜野澤です。

1点、質問させていただきます。

ただいま説明がありました9款の教育費、95ページに文化財保護事業として、19目負担金補助及び交付金ということで、玉前神社社殿修理補助金125万円ですが、この金額は、県が250万円、町が県の2分の1の125万円の補助金を負担するという説明がありました。この事業は、平成20年度より平成23年度の予定で行っていますが、25年度になろうとしています。24年度を含めると県と町を合わせると4,713万1,000円の補助金を負担しているということになります。寄附者、また町民の皆様にも何も説明がないので不信感を抱いております。町としても、事業者の玉前神社に対して進捗状況の経過を報告するよう促してほしいと思います。現在の状況をわかる範囲で説明をしていただきたいと思います。

よろしく願いします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

丸教育課長、お願いします。

○教育課長（丸 正夫君） それでは、玉前神社社殿修理補助金についてご説明いたします。

千葉県指定有形文化財の玉前神社社殿は、平成20年度から23年度まで4カ年計画で修理を行ってまいりました。平成23年度までの県の補助額は、平成20年度398万1,000円、平成21年度1,000万円、平成22年度750万円、平成23年度750万円、合計で2,898万1,000円でございます。町は、県の2分の1で1,449万円を補助してまいりました。

工事は、全体で約53%を完了し、本殿はほぼ終了、拝殿、幣殿の木工事と漆塗り工事が残っております。

玉前神社が行っております社殿修理事業は、工事開始後予想以上に激しい腐食箇所が拝殿、幣殿や軸部分、軒先まわりに多数見受けられ、補修補強の措置が必要となり、平成25年度まで事業を延長いたしました。修理を確実に終了させるため、計画を再検討した結果、平成

32年度まで事業を継続する予定で、事業者から県へ計画変更を提出しているところでございます。

平成24年度につきましては、本殿建具の補修や、建て込み、幣殿の床組み補強と拝殿の内
のり長押等、造作材の復旧など木工事を行っております。県の補助額が250万円で確定して
いることから、一宮町文化財保存事業補助金交付要綱に基づき、町の補助として125万円を
補正予算でお願いするところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） 鵜野澤議員。

○6番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。

ただいまの報告で、工事は、全体で約53%が完了し、本殿はほぼ終了と、拝殿、幣殿の漆
塗り工事が残っているという説明で、平成32年度まで事業を継続する予定で県のほうへ計画
変更を提出しているところという説明がありました。私どもの常任委員会、あしたですが、
玉前神社に現場踏査に行き、現状を把握した上で、玉前神社より寄附者また町民の皆さんに
現在までの進捗状況、経過報告をするよう、要望してまいります。

玉川町長、町田教育長も、昨年、要望していたそうですが、さらに要望していただき、私
の質問を終わります。

○議長（森 佐衛君） 14番、秋場博敏議員、どうぞ。

○14番（秋場博敏君） 簡単な質問なんですが、63ページ、地方交付税は今回で最終でしょ
うかね、この普通交付税は。総額24年度は幾らになったか教えてください。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） 今回の合計で、11億6,804万2,000円でございます。

○議長（森 佐衛君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第27、議案第22号 平成24年度一宮町一般会計補正予算（第7次）議定についてを採

決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第28、議案第23号 平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、お願いします。

○住民課長(牧野一弥君) それでは、議案つづりの102ページをお開きください。

議案第23号 平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)議定について、ご説明申し上げます。

103ページをお願いいたします。

平成24年度一宮町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,355万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,805万7,000円とするものでございます。

今回の補正内容といたしましては、年度最終の補正予算でございますので、決算見込み、国・県等の過不足金額等を計上いたしました。

それでは、歳出から説明いたします。

105ページをお願いいたします。

歳出の主なものでございますけれども、2款の保険給付費、トータルで2,473万4,000円の増でございますけれども、これにつきましては、昨年12月以降の驚異的なインフルエンザの流行や高度な医療を要する患者の増加等により、医療費の急激な伸びにより増額補正するものでございます。

あと、7款の共同事業拠出金につきましては、レセプト1件当たり30万円を超える保険財政の共同事業の拠出金等でございますけれども、673万6,000円の減でございます。

次に、8款の保健事業費でございますけれども、これにつきましては、特定健診等の医師会、医療委託料の精算によるものでございます。204万1,000円の減でございます。

あと、10款の諸支出金でございますけれども、これにつきましては、前年度の療養給付費等の精算による国・県への償還金でございます。763万1,000円の増でございます。

補正内容といたしましては、2,355万円の増でございます。

次、104ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、1款国民健康保険税でございますが、こちらにつきましては、収入実績に基づき算定いたしまして、滞納繰越分等の減によりまして468万7,000円の減でございます。

あと、国庫支出金でございますけれども、5,413万8,000円の減でございますけれども、療養給付費等、一般被保険者等の負担金及び当初の国庫支出金の過大にみていた分がありましたので、それらの整理をしております。

次に、4款の療養給付費等の交付金でございますけれども、これにつきましては、退職費被保険者とその扶養者の分でございます。440万2,000円の増でございます。

県支出金につきましても、国保財政安定化等の関係の減等がありまして、556万4,000円の減でございます。

あと、共同事業の交付金でございますけれども、こちらにつきましても、県単位で共同事業交付金を調整しておりますので、1,880万9,000円の増でございます。

9款の繰入金でございますけれども、2項の基金繰入金で2,200万円を繰り入れしまして、充当するものでございます。

10款の繰越金につきましては、前年度繰越金4,989万2,000円、トータル歳入合計合わせまして2,355万円の増でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

14番、秋場博敏議員、どうぞ。

○14番（秋場博敏君） 2点、願います。

今回の最終補正ということで、決算見込みのもとに、なかなか厳しい、基金より2,200万円繰り出すということで、これ繰り出して基金があとどれくらい残っているのかが1つと、それから、最終繰り越し見込みはどういうふうに見ているのか、その2点をお願いします。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

牧野住民課長。

○住民課長（牧野一弥君） まず、基金でございますけれども、現在7,205万5,000円ございます。そして、今回の補正で2,200万円繰り入れいたしますので、残りいたしますは、5,005万5,000円になります。

それと、繰越金でございますけれども、繰越金につきましては3,437万5,000円を見込んでおります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第28、議案第23号 平成24年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第29、議案第24号 平成24年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山福祉健康課長、お願いします。

○福祉健康課長（中山好弘君） それでは、議案つづりの122ページをお開きください。

議案第24号 平成24年度一宮町介護保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。123ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,927万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ9億1,738万円とするものでございます。

今回は、決算見込みによる増額補正でございます。

125ページの上段の6行目でございますが、主な支出といたしましては、保険給付費のうち、訪問介護サービス費が急増したことによりまして、不足が見込まれまして、他の保険給付費を含めた合計の決算見込みから687万4,000円の補正をお願いするものでございます。

それから、下から3行目ですが、5款諸支出金ですが、23年度の国及び県からの負担金及び補助金の金額が確定したことによりまして、超過交付金の償還金が1,062万7,000円ということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第29、議案第24号 平成24年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第30、議案第25号 平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、お願いします。

○住民課長（牧野一弥君） それでは、議案つづりの140ページをお開きください。

議案第25号 平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定について、ご説明申し上げます。

141ページをお願いいたします。

平成24年度一宮町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ903万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,818万5,000円とするものでございます。

今回の補正内容といたしましては、年度最終の補正でございますので、精算額決算見込み額により計上いたしました。

それでは、143ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますけれども、2款の後期高齢者医療広域連合納付金、こちらにつきましては872万円の減でございますが、これにつきましては、徴収した保険料を広域連合等に納めるものですが、減額理由としましては、当初予算時、平成24年が保険料を改定する年であったため、増額を見込んでいたので、その分が減額となりました。

次に、142ページ、歳入のほうを説明いたします。

まず、1款後期高齢者医療保険料でございますけれども、859万5,000円の減、こちらにつきましては、保険料の当初見込み額が改定を見込んでいたために、改定がなかったので、その分が減額になったものでございます。

あと、3款の繰入金でございますけれども、107万円の減、こちらにつきましては、一般会計からの繰入金で、総務費の人件費及び運営事務費等の減でございます。トータル903万4,000円の減でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第30、議案第25号 平成24年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第31、議案第26号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本産業観光課長、お願いします。

○産業観光課長（岡本和之君） それでは、議案つづりの152ページをお開き願います。

議案第26号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定について、ご説明申し上げます。

153ページをお願いします。

平成24年度一宮町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ48万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億101万8,000円とするものでございます。

今回の補正でございますが、決算見込みに伴う精算によるものでございます。

160ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款総務費、1項管理費、1目一般管理費でございますが、人件費の清算に伴う4万4,000円の減額であります。

次に、2目、3目の原地区と東浪見地区の施設管理費につきましては、光熱水費の電気料の決算見込みによります20万4,000円と23万9,000円の減額の補正でございます。

続きまして、歳入でございます。

158ページをお開き願いたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業費分担金ですが、原地区、東浪見地区、北部地区、それぞれ各1件の新規加入がございましたので、受益者分担金19万9,000円の補正でございます。1件65万円でございますので、195万円の分担金の収入となります。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目処理施設使用料でございますが、

滞納繰越分としまして、3地区分の過年度分の使用料で125万6,000円の補正となっております。

次に、4款繰入金、2項1目の一般繰入金につきましては、1,013万7,000円の減額で、一般会計に戻すものでございます。

5款1項1目の繰越金につきましては、644万円で、前年度の繰越金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

日程第31、議案第26号 平成24年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議再開後1時間25分を経過いたしましたので、ここで休憩いたします。

再開は、午後3時からといたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時01分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第27号～議案第31号の上程、説明、委員会付託

○議長（森 佐衛君） 日程第32、議案第27号 平成25年度一宮町一般会計予算議定について、日程第33、議案第28号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第34、議案第29号 平成25年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第35、議案第30号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第36、議案第

31号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第27号から議案第31号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、一般会計、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの164ページをお開きください。

議案第27号 平成25年度一宮町一般会計予算議定について、ご説明申し上げます。

平成25年度、予算書、こちらによりご説明させていただきます。

最初に、1ページをお開きください。

それでは、1ページですが、平成25年度一宮町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億6,700万円と定めるもので、前年度に比べ7億2,800万円、20%の増となりました。これは、平成16年度に次ぐ過去2番目の予算規模であります。庁舎建設事業が大きな要因であります。

第2条以下につきましては、地方債の設定、一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例について、それぞれ定めるものでございます。

それでは、歳入歳出の概要を申し上げます。

9ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書により、主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入でございますが、1款の町税です。町税は、12億8,730万円を計上いたしました。法人税の税率改正により減少が見込まれますが、税源移譲によるたばこ税の増加などにより、町税全体では前年度に比べ398万6,000円、0.3%の増となるものです。

続きまして、10款の地方交付税でございますが、10億7,000万円を計上しております。前年度に比べると4,000万円、3.6%減少しておりますが、これは、国から配分される総額が平成19年度以来6年ぶりに減額されることによるものです。

続きまして、14款の国庫支出金でございますが、2億7,257万7,000円を計上しております。これは、制度改正により減少となります児童手当国庫負担金などが要因となり、前年度に比べ1,057万2,000円、3.7%の減少となるものです。

続きまして、15款の県支出金でございますが、3億1,368万6,000円を計上いたしました。児童手当県負担金など減少要因もありますが、千葉県緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金や「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金などの増加によりまして、前年度に比べ2,778万

6,000円、9.7%の増となりました。

続きまして、16款の財産収入でございますが、1,887万円の計上でございますが、これは、出捐先団体であります社団法人農業管理センターの解散に伴い、残余財産が郡内の市町村に配分されます。その受け入れがございますので、前年度に比べ1,010万5,000円、115.3%の増加となったものであります。

続きまして、18款の繰入金でございますが、庁舎建設基金からの繰り入れや平成21年度以来4年ぶりとなります財政調整基金から繰り入れなどにより、前年度に比べ4億5,324万7,000円増加の4億5,328万2,000円の計上であります。

歳入の最後に、21款の町債でございます。5億1,320万円を計上しております。新庁舎建設事業や船頭給地先で行います天道跨線橋通りの町道1－7号線道路改良事業の財源に地方債を借り入れるもので、前年度に比べ2億9,510万円、135.3%の増加となりました。

次に、11ページをお開きください。

歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

2款総務費でございますが、13億2,633万1,000円を計上いたしました。防災行政無線屋外子局の新設工事など減少要因もありますが、役場新庁舎の建設事業費が大きな要因となり、前年度に比べ6億7,730万3,000円、104.4%の増となりました。

続きまして、3款民生費でございますが、9億932万8,000円を計上いたしました。障害者などへの社会保障経費に増額傾向が見られますが、児童手当の制度改正による減少が要因となり、前年度に比べ2,684万7,000円、2.9%の減となりました。

続きまして、6款商工費でございます。8,735万2,000円を計上いたしました。これは、千葉県緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用しての観光振興事業が要因となり、前年度に比べ3,585万8,000円、69.6%の増加となったものであります。

続きまして、7款土木費でございますが、1億8,269万8,000円を計上いたしました。これは、天道跨線橋通り、町道1－7号線の用地買収と工事に着手しますことが主な要因となりまして、前年度に比べ2,067万1,000円、12.8%の増となりました。

最後に、8款消防費でございます。2億1,902万円の計上でございますが、主に避難所への防災倉庫設置費用など防災関係備品の増加により、前年度に比べ1,374万6,000円、6.7%の増加となったものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 牧野住民課長、国保特別会計をお願いします。

○住民課長（牧野一弥君） 議案第28号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、ご説明申し上げます。

予算書の149ページをお願いいたします。

平成25年度一宮町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによるものです。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,504万7,000円と定めるものとございます。1,683万8,000円増の前年度比1.2%の増でございます。

第2条以下につきましては、一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例について、それぞれ定めるものとございます。

25年度予算では、2,347世帯、一般被保険者4,107人、退職被保険者242人、合わせて4,349人と見込みまして、昨年の実績に基づいた数値や決算見込み額により計上いたしました。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書より説明させていただきます。157ページをお願いいたします。

まず、2款保険給付費は、ほぼ、前年度同額を見込んでおりまして、9億1,804万3,000円で、国保予算の全体の63.5%をしめております。

3款から7款までの後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金を合わせますと4億6,053万4,000円で、予算の31.9%となり、保険給付費と合わせますと95.4%を占めております。

これに対する歳入でございますが、前の155ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税については、23年度の税率改正に基づいた率で計上しております。本年度予算額3億8,042万9,000円で、歳入予算全体の26.3%、3款国庫支出金につきましては3億4,211万3,000円と全体予算の23.6%、4款療養給付費等交付金から7款共同事業交付金を合わせますと5億9,718万7,000円で41.3%を占めており、その他が8.8%となっております。

今後も、急速な少子高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加に加え、経済情勢の悪化により景気低迷、失業による被保険者の増加などが懸念され、国保財政も非常に厳しい運営状況になっておりますが、医療費の推移を見ながら保険財政の健全な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 次、介護保険特別会計、中山福祉健康課長、お願いします。

○福祉健康課長（中山好弘君） 議案第29号 平成25年度一宮町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の189ページでございます。

平成25年度一宮町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ9億5,898万6,000円と定めるものでございます。

予算の総額につきましては、前年に比べまして6,113万4,000円の増でございます。

介護保険事業につきましては、例年どおり、これまでどおりですね、充実した運営を図っていくものでございますが、その中で、25年度は、介護度重度化防止対策事業、あるいは紙おむつ給付事業、あるいは健康運動教室、それから25年度につきましては、主任ケアマネジャーということで、地域包括の中に、これまでの保健師、社会福祉士、それに主任ケアマネジャーというのが入りまして、3職種を設置いたしまして、充実を図ってまいりたいということでございます。

よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 次に、後期高齢者の特別会計、説明願います。

牧野住民課長。

○住民課長（牧野一弥君） 議案第30号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の227ページをお開き願います。

平成25年度一宮町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,762万3,000円と定めるものでございます。前年度比10%の減でございます。

後期高齢者につきましては、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象となっており、1,848人と見込んで、昨年の実績に基づいた数値や決算見込みより必要額を計上しましたので、よろしく願いいたします。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明しますので、235ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、職員2名分の人件費と運営事務費のシステム借り上げ料と保険料徴収事務費を合わせて1,317万1,000円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と保険基盤安定拠出

金合わせまして1億324万1,000円で、歳出予算全体の約87.8%を占めております。

次に、歳入ですが、前の233ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料ですが、保険料徴収が町の事務となっております。7,844万円と予算全体の約66.7%を占めております。

3款繰入金、3,917万5,000円ですが、事務費及び保険基盤安定拠出金の負担分として一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） 次に、農集落会計、岡本産業観光課長、お願します。

○産業観光課長（岡本和之君） それでは、議案第31号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の255ページをお開き願います。

平成25年度一宮町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,211万4,000円と定めるものでございます。

これにつきましては、前年比約17%増の予算となっております、原、東浪見、北部3地区の施設を適正な管理を見込んだ予算としております。

事項別明細書でご説明いたしますので、263ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款総務費につきましては、5,602万5,000円でございます。これにつきましては、一般管理費といたしまして、職員1名分の人件費と原、東浪見、北部の3地区の処理施設の維持管理費でございます。

2款公債費につきましては、起債の償還分5,558万9,000円でございます。

261ページをお願します。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料につきましては、3地区の使用料でありまして、3,612万4,000円でございます。

3款県支出金の1,100万円でございますが、施設の適時適切な修繕と更新によりまして長寿命化を進めるため、施設の機能診断を実施し、今後の修繕計画を策定するものであります。この予算は、国からの地域自主戦略交付金として事業費の100%が交付され、県を通じ、町

へ支出されるものでございます。

続きまして、5款繰入金でございますが、一般会計繰入金としまして6,498万5,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第27号より議案第31号までをお手元に配付した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第27号より議案第31号までを各常任委員会に付託することに決しました。

念のため、職員から議案付託表を朗読させます。

局長。

（事務局長、議案付託表朗読）

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

◎休会の件

○議長（森 佐衛君） 日程第37、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月9日と10日は、町の休日のため休会です。

お諮りいたします。同条第2項の規定により、3月5日から8日までの4日間を休会としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。よって、3月5日から8日までの4日間を休会とすることに決しました。

なお、休会中に常任委員会を開催されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（森 佐衛君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

3月11日の会議は、午後2時でございます。よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時25分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 1 1 日 （ 月 ）

平成25年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

平成25年3月11日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	鵜沢清永	2番	鵜沢一男
3番	小安博之	4番	藤乗一由
5番	袴田忍	6番	鵜野澤一夫
7番	吉野繁徳	8番	志田延子
9番	高梨邦俊	10番	室川常夫
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	中村新一郎	14番	秋場博敏
15番	鶴岡巖	16番	森佐衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
まちづくり推進課長	齋藤文雄	税務課長	森田善宏
住民課長	牧野一弥	福祉健康課長	中山好弘
都市環境課長	小関義明	産業観光課長	岡本和之
保育所長	井上高子	会計管理者	渡邊幸男
教育課長	丸正夫	農業委員会事務局長	白井喜治

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	小柳一郎	書記	御園生加代子
------	------	----	--------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第27号	平成25年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第28号	平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第29号	平成25年度一宮町介護保険特別会計予算議定について

- 日程第四 議案第30号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第五 議案第31号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第六 同意案第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第七 同意案第2号 副町長の選任につき同意を求めることについて

開議 午後 2時05分

◎開議の宣告

○議長（森 佐衛君） 皆さん、本日はご苦労さまでございます。

本定例会も最終日となりました。各常任委員会で新年度予算について審議をしていただき、大変ご苦労さまでした。本日もよろしく願いたします。

ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森 佐衛君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎議案第27号～議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） これより、日程に入ります。

日程第1、議案第27号 平成25年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第28号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第29号 平成25年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第30号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第31号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は、各常任委員会へ付託をしてございます。これより、各常任委員会の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、高梨邦俊君。願いたします。

○総務文教常任委員長（高梨邦俊君） それでは、総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第27号 平成25年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち、1款議会費、2款総務費の一部、3款民生費の一部、8款消防費、9款教育費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費です。

審査は、去る3月5日、関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施したので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

出席委員は、委員長、高梨邦俊、副委員長、島崎保幸、委員、鶴岡 巖、委員、秦 重悦、委員、鶴野澤一夫、委員、藤乗一由の6名です。なお、本委員会の書記は、まちづくり推進課、河内副主査です。

まず、議案の審議に先立ち、現場踏査を実施しました。

初めに、南消防署を視察し、火災・救急、ドクターヘリの出動件数、施設について説明を受けました。南消防署は、昭和47年に設置され、施設は老朽化しており、職員の事務スペースなども狭くなっているとの説明を受けました。

次に、東浪見保育所を視察し、災害時の避難方法と施設についての説明を受けました。月に一度、一宮カントリーなどへの避難訓練を行っており、保育所の2階ホールも海拔11.1メートルあるため、避難場所となるとの説明を受けました。

次に、玉前神社を視察し、平成23年度時点で社殿修理の工事進捗率は約53%で、完成は平成32年度の予定であると説明を受けました。

最後に、一宮小学校屋内運動場を視察し、耐震改修工事について説明を受け、計4カ所の現場踏査を終了いたしました。

午前10時45分からは、付託された議案審査に入りました。

初めに、財政全般について申し上げます。

平成25年度予算案の一般会計総額は、43億6,700万円で前年度に対し7億2,800万円の増となっております。これは新庁舎建設事業などによるもので、2004年度に次ぐ過去2番目の予算規模になります。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入のうち、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉦産税、入湯税は増額となり、町民税、法人税は減額となります。なお、増額となるものでは、たばこ税の県税の一部が町分となり、1,237万円の増額を見込んでおります。町税全体では12億8,730万円となり、398万6,000円の増額となります。

地方交付税は、前年比4,000万円減の10億7,000万円であります。この減少は、国からの交付総額が出口ベースで4,000億円減少し、町の基準財政需要額にも特別な増加が見込めないことによります。

国庫支出金については、民生費国庫負担金が児童手当負担金の減少により1,883万2,000円減となり、2億3,196万7,000円を見込んでいます。

財産売払収入の出捐金精算金は、農業管理センターの解散に伴い、残余財産が郡内市町村

に配分されるもので、1,000万円を見込んでいます。

最後に、財政調整基金繰入金については、財源不足を補うために4年ぶりに1億2,200万円の繰り入れを行います。

次に、歳出ですが、総務費関係の主なものは、総務管理費として定員適正化計画策定業務委託料262万5,000円、財産管理費として庁内LAN・LGWAN統合及びLGWANサーバ更改業務委託料738万2,000円、まちづくり推進費として一宮海岸広場設計業務委託料216万3,000円、新庁舎建設費として新庁舎建設工事5億9,992万円、徴税費としてコンビニ収納システム導入委託料として234万円、固定資産課税基礎資料整備委託料4,725万円、消防費として防災関係備品453万7,000円、救命胴衣購入助成金80万円が予定されています。

教育費関係は、海外ホームステイ研修補助金250万7,000円、一宮中学校図書室エアコン設置工事406万円などであります。

公債費については、2件の償還が終了したことにより115万1,000円の減額で3億6,653万2,000円となります。しかし、平成25年度には町道1-7号線改良事業などの公共事業に伴う多額な町債発行がされるため、その元金償還が始まる平成28年度から30年度ごろには公債費が4億円前後のピークとなる見込みです。

次に、審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

町債に5億1,320万円の計上をしているが、その借りに伴う平成24年度、25年度の実質公債費比率の予想比率はどうかという質問に対し、実質公債費比率の算定には、その年の公債費や普通交付税の決算額が大きく影響するものですが、平成25年度に借りに伴う5億1,320万円は、借りに伴う2年から5年の据え置き期間は利子だけの償還となり、すぐに比率の算定に影響する公債費が増加するものではなく、平成24年度、25年度の実質公債費比率は、普通交付税が大きく落ち込まない限り、平成23年度の比率11%と同程度と見込んでいます。しかし、公債費がピークを迎える平成30年度は、普通交付税が一番落ち込んだ平成19年度の状況で試算しますと、13%程度となる見込みですとの答弁でありました。

自主防災組織は、津波などの避難時には皆が避難した後に逃げなければいけない等の責任問題から、区長を初め、なかなかリーダーのなり手がいないと思われるが、どういった人がやっているかという質問に対し、宮原地区や今年度設立された矢畑地区は、区長ではなく、地域の中で自主的にリーダーシップをとっていただいている方が行っています。誰がなるにしても、まずは自分の身を守ることを優先し、その上で地域のお年寄りなど手助けできればよいと考えていますとの答弁でありました。

東浪見土地区画整理組合の事務所の撤去工事はいつごろ、どこが発注を予定しているかという質問に対しては、新しい事務所がこの3月中に完成することなので、既存の事務所撤去は、町が新年度の4月中に発注を予定していますとの答弁がありました。

AEDのリース料が計上されているが、町には全部で何台あるのか。また、買い取りとの費用比較はどうかという質問に対しては、町全ての施設に設置してあり、全部で14台になります。また、費用につきましては、購入した場合1台30万円程度ですが、リースの場合は1台を耐用年数の5年間リースしても15万円程度ですので、購入に比べ半分くらいの費用になります、との答弁がありました。

今回の職員の定員適正化計画ですが、成果はいつごろ反映されるのか、また、平成3年に実施されましたが、その際はどのように活用されたのかという質問に対しては、平成25年度中に計画を策定し、平成26年度の部署ごとの職員配置数などを計画する際には反映させたいと思います。平成3年当時は、機構改革として室制度の導入や、職員定数の改正の際に参考としましたとの答弁がありました。

町民提案事業は、各団体が個々で活動しており、周囲に理解をされているか疑問な部分もある。団体同士が協力し、ゆるキャラや移住促進の活動を絡めれば、さらに効果が得られると思われるが、そのような検討をしているかという質問に対しては、まちづくり推進団体では毎月1回、自主的に会議を行っています。活動内容が異なるため、協働できない部分もありますが、子育てグループが郡内のゆるキャラを集めて行った、いっちゃんの誕生会に老人団体が協力をするなど実績例は幾つかあります。ただし、広報などではイベントの周知はしていますが、連携部分について説明していないため、一般に知られていないことは考えられますと答弁がありました。

海外ホームステイは、過去に行っていたが、どのような経緯で中止となったのか。また、今回の選考方法はどのように考えているのかという質問に対しては、平成16年度までは一宮町単独で行っていましたが、世界的に広がり問題となったサーズウイルスの影響等で中止となりました。今回の実施の経緯については、平成23年度に行った中学生と町長がまちづくりを語る会で生徒からの要望を受けていたこと、白子町と長生村でも実施することが検討されていたことから、3町村で協議の末、合同実施し負担の軽減も図りました。選定方法は、参加生徒に申込書と作文の提出などが条件となり、定数を超えた場合は抽選としますとの答弁がありました。

玉前神社社殿修理事業は、平成23年度で終了する計画であったが、平成32年度までの事業

変更が出された。完了しなかった理由、今後の計画を責任役員から、後日、総務文教常任委員会に説明してもらうことは可能かという質問に対し、町から補助金も出ているので、事業主である玉前神社と調整し、説明の場を設けますとの答弁がありました。

コンビニ収納にかかる平成26年度以降の経費は幾らで、どのような効果が期待できるかという質問に対しては、平成26年度以降は、毎年経費として100万円程度の手数料を見込んでいます。効果としては、納税者がコンビニで、場所、時間にとらわれず納税できるため、サービスの向上が図れますとの答弁がありました。

入湯税の使い道を温泉施設の修繕や設備投資などに充てられないかという質問に対しては、温泉組合など共同で支出している施設への補助金は検討できるが、個々の施設への補助はできないとの答弁がありました。

続いて、昨年度の要望事項について報告します。

公共施設修繕のための基金設置について要望したところ、個別に整備基金を持たない施設の修繕等を目的とした公共施設整備基金を平成24年6月議会で設置し、5,010万円の年度末残高となっていますとの答弁があり、了としました。

最後に、要望事項を申し上げます。

1、南消防署の老朽化は著しく、町民の安全確保のためにも一日も早い整備を要望する。

2、町、県からの補助金が出ている玉前神社社殿改修工事は、事業完了が平成32年度に変更された。玉前神社は一宮町の歴史ある神社であり、町民の関心も高いことから、工事の現況、進捗状況、今後のスケジュールなどを玉前神社から町民へ説明することを要望する。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務文教常任委員会の報告を終わりといたします。

平成25年3月11日。

総務文教常任委員会委員長、高梨邦俊。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

次に、経済常任委員会の報告を求めます。

委員長、吉野繁徳君。どうぞお願いします。

○経済常任委員長（吉野繁徳君） 経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、3月4日の本会議におきまして、審査を付託されました議案第27号 平成25年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費、及び議案第31号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算について、3月5日午前9時30分から委員会を開催いたしました。

出席委員は、委員長、吉野繁徳、副委員長、鶴沢一男、委員、森 佐衛、委員、小安博之、委員、鶴沢清永の5名です。なお、本委員会の書記は、産業観光課副主査、大谷満生です。

初めに、担当課の案内により、社会資本整備総合交付金対象事業、町道1-7号線、通称天道袴線橋通り、一宮町市民農園事業の現場踏査を行いました。

続いて、同日午前10時30分より、一宮町中央公民館2階生活研修室におきまして、関係職員の出席を求め、議案の審査をいたしましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

歳出の主なものとしたしましては、4款衛生費、1項保健衛生費、5目クリーン一宮推進事業費は、1億1,797万5,000円の予算額で、昨年よりも2,187万9,000円の減となっております。海岸周辺環境保全事業は、大塚実海と緑の基金を活用して実施する事業で、主に釣ヶ崎エコトイレや広場庭園の管理委託料で、新しいものでは一宮川河口清掃委託料でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、1,517万4,000円の予算額で、前年に比べ791万8,000円の増となります。農業振興事業の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金1,037万9,000円ですが、野菜・果樹などの生産施設を改修あるいは拡大整備する事業でございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、6,175万4,000円の予算額で、昨年よりも3,057万2,000円の増となります。ノルディック観光事業、海岸地域での観光振興事業、観光ガイドブック作成事業ですが、いずれも県の100%補助による緊急雇用創出事業を活用し実施するもので、これによる増でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は、6,413万2,000円の予算額で、昨年よりも1,393万円の増となります。道路新設改良事業で町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良工事等を実施することによる増でございます。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費は、3,604万8,000円の予算額で、昨年よりも1,023万9,000円の増になります。建築指導事務運営費の木造住宅耐震改修補助金や都市計画事務運営費の都市計画マスタープラン策定業務委託料の増でございます。

次に、本委員会から昨年要望いたしました件について、回答がありましたので、その概要

を要約して申し上げます。

農業振興、商店街の活性化、観光のイベント・キャンペーンなどの増加に対応できる担当課職員の増、及び農林水産部門と商工観光部門の分離をとの要望に対し、平成24年度は産業観光課全体で正職員が1人増員されましたので、従来産業観光グループのみの設置でありましたが、農業振興グループと商工観光グループの2つに分け、商工観光担当が1人だったものをグループ長を含めた3人体制で増員になりました。観光イベント・キャンペーン増加に対応しております。また、農林水産部門も手薄にならないよう、商工観光グループにも事務の一部をお願いし業務を行っている状況です、との答弁がありました。

かずさ有機センターの25年度以降の運営と負担金の検討をとの要望に対し、平成24年度は、これまでの事業収入が見込めなくなったことから運営費の不足分を一宮町、睦沢町、酪農家が3分の1ずつ負担するというので、当初予算433万1,000円を計上いたしましたが、24年度に入り、これまで睦沢町で行っていた堆肥による米づくりが国の補助事業である環境保全型農業直接支援対策の特認事業として認められたことから事業収入がふえましたので、110万7,000円の減額補正を行うに至っております。

また、24年度は、酪農家のセンター利用料を値上げしたことから、ふん尿の搬入量が減り、堆肥の生産量も減ってしまったため、酪農家と話し合いを重ねた上、かずさ有機センター運営協議会にて審議され、改めて方向づけがなされました。酪農家負担をふん尿の搬入量で賦課していたものから、牛1頭に対し年間1万7,000円とし、酪農家からの負担額を定額にいたしました。これにより運営の安定性は図れたものと思います。25年度は、この運営体制をさらに飛躍させるために、堆肥の生産性あるいは販売の向上に努めてまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、概要を要約して申し上げます。

初めに、都市環境課関係について申し上げます。

河川の草刈り等、ボランティアと言っておるが、県からお金が出ている。真のボランティアとは言えないのではないかとの質疑に対し、河川の草刈りは、一宮川をきれいにする会で年2回行っているが、県からは1回分の費用しか出ておらず、1回は純粹にボランティアになっておりますとの答弁がありました。

千葉県都市協会負担金等について、毎年負担金額は同じなのか、また、負担金はどのようなものに活用されているのかとの質疑に対し、負担金は、毎年変わることはあるが、ほぼ同額となっております。また、負担金では、それぞれの事業の啓発活動等として、研修などの

活動費として活用されていますとの答弁がありました。

交通安全対策特別交付金とは何かとの質疑に対し、町内の交通事故発生件数、人口、道路延長などを勘案して配分される交付金で、交通安全対策事業の交通安全施設整備に充てていますとの答弁がありました。

次に、農業委員会関係では、農業委員の定数15人という人数は妥当ですかとの質疑に対し、人数の問題はありませんが、国、県より女性委員を登用する旨の指導がありますとの答弁がありました。

次に、産業観光課関係では、かずさ有機センター負担金ですが、説明資料にある1,856万4,000円は不足額ですかとの質疑に対し、これは不足額ではなく、かずさ有機センター運営費全体の予算額です。運営するに当たり事業収入を引いた額の1,140万5,000円が不足分となり、それを一宮町、睦沢町、酪農家が負担するということです。睦沢町の堆肥を使った有機農業が特認事業として認められたことによる収入により、負担額は少なくなりましたが、牛のふん尿処理は地域住民の環境の面もありますので、それも重視した中での負担というふうを考えておりますとの答弁がありました。

次に、商店街活性化に向け予算には反映されているのかとの質疑に対し、現在、地域振興券を工夫した中で商店街の活性化を図るということで、産業観光課担当職員と商工会事務局とで打ち合わせをしております。今後、打ち合わせを重ねた検討の中で、商店街の活性化を図るべき方向性を出し、できれば12月の歳末セールに向け考えていきたいとの答弁がありました。

このほか、一般会計の全ての質疑に対し、明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議案第31号 一宮町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,211万4,000円で、昨年に比べ1,613万8,000円の増になっております。歳入に関しましては、農業集落排水事業県補助金の増、歳出に関しましては、一般管理費の機能診断等業務委託料の増が主なものであります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

施設修繕等の費用は国庫予算の1,100万円で全部賄えるのかとの質疑に対し、補助金1,100万円は、集落排水施設の機能診断業務の委託料です。機能診断等調査結果を踏まえた中で修繕の優先順位を決め、予算の平準化を図っていくものです。さらに結果により原地区処理場などは20年ほど経過しており、浄化槽の処理方式等は今とは変わっており、方式を転換した

ほうが経費的な面で有利であるということであれば、新事業も考えていく必要があるとの答弁がありました。

このほか全ての質疑に関し、明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の過程で2点要望事項がありましたので、申し上げます。

1、平成25年1月に一宮町有害鳥獣対策協議会が設立されたが、今後の活動内容とその効果についての報告を要望する。

2、産業観光課への1人増員は認めたが、事業遂行に当たり兼務でなく商工観光グループとしての職員の体制を要望する。

以上、本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

経済常任委員会の報告を終わります。

平成25年3月11日。

経済常任委員会委員長、吉野繁徳。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員会の報告を求めます。

委員長、中村新一郎君。お願いします。

○厚生常任委員長（中村新一郎君） それでは、厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、4日の議会において審査を付託されました議案第27号 平成25年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費、及び議案第28号から議案第30号について、5日午前9時20分に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。その後、プラチナホーム一宮なのはなと一宮町立原保育所の現場踏査を行い、午前10時30分より一宮町中央公民館和室において、関係職員の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、委員長、中村新一郎、副委員長、志田延子、委員、室川常夫、秋場博敏、袴田 忍の5名です。書記は、住民課主査補の富塚成子です。

初めに、一般会計予算のうち、歳出2款総務費、戸籍住民基本台帳費について申し上げます。予算額は、4,152万6,000円で、昨年より263万4,000円の減となっております。主なものは、4名分の一般職員人件費と住民基本台帳及び戸籍システムの借り上げ料です。

新規事業としましては、震災時等の対応として、住民記録の安全な遠距離保管場所を確保

するためのクラウドシステム使用料です。

戸籍のシステムにつきましても、法務省から全国を対象に遠距離バックアップ化が進められておりますが、一宮町につきましては、新庁舎建設のサーバー移転時期に合わせて26年度に予定しています。

国民年金事務費については、人件費551万3,000円の国民年金事務運営費92万3,000円です。

後期高齢者医療費につきましては、1億2,485万1,000円で、昨年より1,377万1,000円の増となっています。大幅な医療費の増額が見込まれ、定率市町村負担金が増額されております。

3款民生費の社会福祉総務費は、5,780万3,000円の予算額で、昨年よりも66万円の減となっております。主なものは、人件費と各種団体、社会福祉協議会の補助金及び家具転倒防止器具等の設置補助金です。

障害福祉費は、1億8,389万4,000円の予算額で、昨年よりも2万2,000円の増となっております。主なものとして、負担金及び交付金と介護給付事業、自立支援医療給付事業、重度心身障害者医療給付事業の扶助費です。

老人福祉費は、2,319万1,000円の予算額で、昨年よりも1,351万9,000円の減となっております。震災等緊急雇用対策事業として行った見守り事業が終了したことによる減額であります。

また、これまでの見守り訪問をまごころの見守り訪問事業として、社会福祉協議会へ委託して、独居高齢者の訪問等を実施しております。

○議長（森 佐衛君） サイレンが鳴りました。

途中ですが、暫時休憩いたします。

ご起立願います。

東日本大震災の追悼のため、1分間、黙禱願います。

（黙 禱）

○議長（森 佐衛君）

黙禱終了します。

ご協力ありがとうございました。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○議長（森 佐衛君） 会議を再開します。

お願いします。

○厚生常任委員長（中村新一郎君） 児童福祉総務費は、1億5,649万6,000円の予算額で、昨年よりも23万5,000円の減となっております。主なものとして保育所職員の人件費と子育て支援事業として愛光保育園が実施している地域子育て支援拠点事業を補助するもので435万6,000円計上していますが、町の支出に対し国より2分の1補助があります。

児童措置費は、2億108万5,000円の予算額で、昨年より2,220万8,000円の減となっております。児童手当支給の扶助費1億9,782万円が主な予算となっております。

児童福祉施設費は、1億5,218万7,000円の予算で、227万4,000円の増となっております。保育所運営費の非常勤保育士14名分の賃金が昨年と比べ1名増となっております。バス借り上げ料14万7,000円ですが、一宮号を利用していた園児の遠足等を民間のバスを借り上げて行きます。工事請負費ですが、原保育所園庭東側に10台程度の駐車場を349万7,000円の予算で整備するものです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約し申し上げます。

後期高齢者の基本健康診査の受診率を伺いたいとの質疑に対し、23年度のデータで、一宮町は21.6%です。郡市内は平均10.63%、千葉県全体では29.27%の受診率でございます。受診率向上のため、対象者全員に健診通知を発送し、広報紙、防災無線等で啓発していますとの答弁がありました。

家具転倒防止器具等設置事業の実績について、何件の申請がありましたかとの質疑に対しまして、申請は3件ですとの答弁がありました。

まごころの見守り訪問事業については、訪問者をかえないでほしいなど、かなり強い要望がありましたが、どのように実施していますかとの質問に対し、平成25年度は、緊急雇用事業がなくなり、4名から2名での見守り訪問となります。町の単独事業として申し込み制で行うこととし、真に必要としている方へ地域支援ネットワーク事業の一環として訪問いたします。また、当初に比べ利用者も理解されてきており、訪問者の情報共有のため交代制で実施しますとの答弁がありました。

福祉健康課で病児保育を行っていますが、24年度の実績は何人ぐらいですかとの質疑に対し、24年12月末で延べ96人で登録者は65人ですとの答弁がありました。

地域子育て支援拠点事業の利用者は何人ぐらいですかとの質疑に対し、24年度の実績はまだわかりませんが、23年度の実績は1日15人程度となっておりますとの答弁がありました。

保育所でのAEDの対応はどうしていますかとの質疑に対し、消防署にお願いして保育士

全員の講習を行っていますとの答弁がありました。

入所児童の定数オーバーについてどのように対応しますかとの質疑に対し、保育室の面積基準ですが、国の基準では遊戯室の設置義務はありませんので、遊戯室を保育室として利用することにより、国の面積基準を満たしております。年により入所児童数が変動しますが、保育士を募集するとともに、子供たちに負担がかからないように保育を実施してまいります。保護者に対して説明を行っておりますが、今後も適宜説明を行ってまいりますとの答弁がありました。

保育所の正保育士の人数と非常勤保育士の仕事の内容について伺いたいとの質疑に対し、正保育士は19名で、クラス主任として責任ある立場であり、非常勤保育士はクラスの補助という立場で保育に当たっておりますとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

保健衛生総務費は、1億8,592万7,000円の予算額で、昨年より50万6,000円の減となっております。主なものは、福祉健康課職員7名の人件費等が計上されており、長生郡市広域市町村圏組合負担金が特に大きな予算となっております。

予防費は、9,207万円の予算額で、昨年より112万8,000円の減となっております。主なものは、各種検診事業、予防接種事業、母子保健事業の予算です。24年度までは国の子宮頸がん等臨時特例交付金事業により乳幼児のヒブ、小児用肺炎球菌並びに子宮頸がんワクチン予防接種費助成事業を行っていましたが、25年度より定期予防接種に移行されたため、町単独で実施してまいります。

また、医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対して養育医療の給付を今まで県が実施しておりましたが、町で行います。また、2歳児を対象に歯科健診を行っています。

医療対策費は、4,063万8,000円の予算額で、昨年より763万2,000円の増となっております。

子ども医療費助成事業ですが、医療機関でかかった保険診療による一部を助成するもので、県の補助対象となっております。昨年12月1日から県の助成事業の改正により、小学4年生から中学3年生の入院医療費が拡大されました。

次に、一宮町子ども医療費助成事業ですが、町単独に子ども医療費の助成をするもので、現在の小学4年生から中学3年生までを25年8月から高校1年生までに助成年齢を拡大して保護者の負担軽減及び子育て支援体制の充実を目指して助成してまいります。

保健センター費は、643万円の予算額で、昨年より24万3,000円の増となっております。保健センターの維持管理費となります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

長生病院の古い事務棟の建てかえについての状況はどうなっていますかとの質疑に対し、25年度に裏の駐車場に新A棟として救急病棟と管理棟を建設し、その後、前の旧A棟を取り壊し駐車場とする予定ですとの答弁がありました。

町単独の子ども医療助成事業の自己負担額はどのくらいですかとの質疑に対し、自己負担額対象者は383人で、総額は53万4,000円ですとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、一般会計予算は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は、14億4,504万7,000円で、昨年度と比較し1,683万8,000円の増となっております。

これは、2,347世帯、4,349人の被保険者を見込んでおり、昨年の実績に基づいた数値や決算見込額で計上しております。また、本年度は第2期特定健康診査等実施計画の初年度であり、生活習慣病に起因する有病者が増加しておりますので、疾病予防を重視した特定健康診査を実施してまいります。

今後も急速な少子高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加に加え、経済情勢の悪化により景気低迷、失業による被保険者の増加が懸念され、国保財政も厳しい状況になっておりますが、医療費の推移を見ながら保険財政の健全な運営に努めてまいります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約し申し上げます。

特定健診の町追加項目及び費用はどのくらいですかとの質疑に対し、受診者全員に貧血、血清クレアチニン、前年度の結果及び当日の医師の診断により眼底、心電図検査を行います。費用としては、保健事業費の特定健康診査・特定保健指導委託料に含まれていますとの答弁がありました。

肩凝りなどは保険証を使って接骨院で受診できますかとの質疑に対し、日常生活の単なる疲れや肩凝り等は該当しません。保険証が使えるのは、捻挫、打撲、骨折等です。町では23年度に柔整のレセプト点検を業者委託して実施し、24年度は委託ではなく療養部位の多い人、受診日数の多い人などを対象に点検を行っていますとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成25年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出の総額は、9億5,898万6,000円であり、昨年度と比較し6,113万4,000円の増となっております。

保険給付費が8億8,818万2,000円で全体の92.6%を占めております。

新規事業としまして、65歳以上の高齢者を対象に介護度重度化防止対策事業を県の100%補助事業として実施してまいります。また、家族介護支援事業として紙おむつの給付を任意事業で実施します。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

介護保険の障害者控除の申請件数は何件ですかとの質疑に対し、3月4日現在6件ですとの答弁がありました。

介護保険料滞納者は何人ぐらいですかとの質疑に対し、24年度現年分で27人54万3,950円、滞納分で50人311万50円、合計で77人365万4,000円ですとの答弁がありました。

第5期の介護計画では、町内の特養等の設置計画がありませんが、施設を持たない理由は何ですかとの質疑に対し、近隣市町村では5期計画で施設建設の予定であり、特養待機者には重複申請をしていること、介護度の低い人も申請していること、保険料への影響によって町内施設建設は必要でないと判断をいたしました。なお、高齢化が進む第6期計画には、施設建設希望者もいる状況ですとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成25年度後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は、1億1,762万3,000円となっており、昨年度と比較し1,307万2,000円の減でございます。75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象になっており、1,848人と見込んで所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、職員2名分の人件費と運営事務費及び賦課徴収事務費を合わせて1,317万1,000円です。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を充てて1億324万1,000円で、歳出予算全体の87.8%を占めており、それを広域連合に納めるものでございます。

歳入の後期高齢者医療保険料ですが、保険料徴収が町の事務となっており、7,844万円と予算全体の66.7%を占めています。

繰入金の3,917万5,000円ですが、事務費及び保険基盤安定拠出金の負担金として一般会計から繰り入れるものです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

後期高齢者医療広域連合に納める保険料は予算額の100%を支払いますかとの質疑に対し、予算額の100%ではなく、徴収した保険料の全額を支払いますとの答弁がありました。

以上、審議を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

厚生常任委員会報告を終わります。

平成25年3月11日。

厚生常任委員会委員長、中村新一郎。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の報告は終わりました。

これより、各常任委員会の報告に対し、質疑に入ります。

一括で行うために、質疑については議案第何号についてという発言をもってお願いいたします。

質疑のある方はどうぞ。

秋場博敏議員、どうぞ。

○14番（秋場博敏君） 議案第27号について、経済常任委員長への質問をいたします。

これはT P P関連に関してでございます。

東京新聞などの報道によりますと、「政府は3月13日か14日にもT P P参加表明か」あるいは「T P P日本に不利な極秘条件を政府が公表せず」などと緊迫したT P P参加問題が報道されております。そこで、当経済常任委員会では、一宮町農業や経済に大きな影響が必至なT P P問題の議論がされたかどうか伺うものであります。

T P P参加した場合、一宮町農業への影響額試算を当局に求めたかどうか。T P P参加反対を求めた請願を採択した議会としては、政治的感性を發揮してもらいたかったが、いかがでしょうか。せめて最新の資料をもとに町農業への影響額試算はやって、資料として示してほしいと思いますけれども、どうでしょうか、質問いたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

吉野経済常任委員長、どうぞ。

○経済常任委員長（吉野繁徳君） ただいまの秋場議員の質問にお答え申し上げます。

質問の件に関しましては、環太平洋戦略的経済連携協定のＴＰＰなるものにつきまして、今回は、委員会の中ではこれに触れませんでした。

試算的なもの、敏感性ということですが、今後またそういう一宮町農業の影響試算等求められれば、今後必要に応じて対応したいと考えます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 秋場議員、答弁を終えましたけれども、いかがですか。

○14番（秋場博敏君） 審議されなかったということで、非常に残念でありますけれども、ＴＰＰに参加した場合の影響額調査はぜひ求めて皆さんに示していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（森 佐衛君） 経済委員長、そのような要望がありました。

秋場議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論及び採決は、議案ごとにいたしますので、ご了承願います。

日程第1、議案第27号 平成25年度一宮町一般会計予算議定についてに対する討論に入ります。

討論ありませんか。

14番、秋場博敏議員。

○14番（秋場博敏君） 平成25年度の一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成25年度予算を審議する上での留意点として、第1に、これからの町民生活がどのような経済情勢下で推移していくのか、それに対して町政はどう臨まなくてはならないのか。

第2に、無駄遣いを戒め、最少の費用で最大の効果を上げる予算になっているか。

第3に、町民の暮らしを助け、産業等守り発展させる予算になっているか等検討しながら予算審議を進めてまいりました。

これからの経済情勢を考えた場合、国政への対応も非常に重要に関係します。平成26年度4月より消費税率がアップされます。これは、自公民3党がこの件で合意し、消費税増税法案が可決されていること、税と社会保障一体改革の名のもとに、年金の支給額の引き下げ、

支給開始年齢を68歳から70歳に先送り、後期高齢者医療制度の温存や70歳から74歳の医療費窓口負担を2倍にするなどなど、介護分野では、保険料の引き上げ、利用料は1割から2割、保育制度も公的責任を捨て去る子ども・子育て新システム導入など、消費税導入は社会保障のためと言いながら、メニューは切り捨てメニューのオンパレードであります。

安倍首相の日米首脳会談では、選挙で国民に公約した聖域なき関税撤廃が前提のTPPには反対があるにもかかわらず、交渉参加に前のめりであります。消費税やTPP参加問題だけとってみても、一宮町の主要産業の農業や中小零細商店は、死活の影響を受けることは明らかであります。頑張ったが通ってしまった、では許されない問題です。町としても独自に影響調査も行い、地元選出国會議員や町村会などを通じ、緊急に行動を起こすことを求めます。

新年度は、庁舎建設など大型建設事業が生まれ、6億1,327万円予算化され、財源には緊急防災・減災事業債2億9,990万円を起こし充てますが、元利償還金の7割は交付税措置されます。地方交付税と臨時財政対策債合わせて前年より5,000万円減額でありますけれども、町長の言うように、財政調整基金1億2,200万円取り崩す厳しい予算と言っても、その後、地域の元気臨時交付金1億2,700万円が交付される見通しもあり、結果的に財調の取り崩しはしなくて済んだと言えるような、順調な予算執行ができると考えます。

少ない職員の中で業務量調査は結果を今後に生かす大切な取り組みであるし、給料や待遇改善も職員のモチベーションを上げ、ひいては地域経済活性化にもつながることとして大切であり、実施を強く求めます。

委員会での予算審議の中で、住民との協働のまちづくりについて問題点の指摘がありましたが、改善を求めます。

新年度町政執行の中で、新にここサービスや高齢者世帯を見回るまごころの見守り訪問事業、8月1日より高校1年生まで拡大する医療費助成事業等は積極面として評価するものであります。

新年度予算は、歳入面では交付金の減などあっても、庁舎基金や財政調整基金、70%措置される防災・減災事業債、地域の元気臨時交付金など見込めることから、積極的に運用を求めめるものであります。

所得200万円以下が加入者の77%に上る国保会計へは、一般会計から繰り出しても1世帯2万円の減税を求めます。現状、200万円以下世帯、モデル世帯の34万円弱の保険税は高過ぎます。

高い水道料金の引き下げは、加入世帯の水量使用実態に合わせた基本料設定をするだけで、1世帯で2カ月1,020円安くできます。町負担は300万円前後です。16立方メートルから10立方メートルへの基本料設定を求めます。

ごみ袋代引き下げも、1枚10円の引き下げ、24年度の広域負担額で吸収できるとのことであり、実施を求めるものであります。

子ども医療費助成での一部負担金1件300円も、24年度実績で見れば55万円程度で、改善を求めます。

玉川町長は、町長就任時の少ない財政調整基金を10億円近くまでふやしてきました。しかし、ためるだけでなく有効に使うことも大切です。ハード、ソフト面で改善することはたくさんあります。指摘事項への改善を求め、反対するものであります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに、討論。

6番、鵜野澤議員、どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） 平成25年度一宮町の一般会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

我が国の経済状況は、東日本大震災からの復興内需や円安基調による株価上昇など、一部に明るい兆しが見られるものの、欧州債務問題など、依然として不安定な経済環境にあります。

これは、国のみならず地方財政においても同様に厳しいものと考えられ、編成作業に大変ご苦労されたものと推察いたします。

まず、予算規模を見ますと、前年度に比べ7億2,800万円増加の43億6,700万円となっています。これは役場庁舎建設事業が主因となったもので、平成16年度に次ぐ過去2番目の規模であります。

歳入に目を向けますと、財源の根幹をなす町税は、税率改正に伴い法人税が減少したものの、税源移譲によるたばこ税の増加により、町税全体では前年度並みの予算が的確に計上され、地方交付税の減少に対しては、平成21年度以来4年ぶりに財政調整基金を取り崩すなど、基金を有効活用することにより、財源不足を補っており、住民サービスに低下を招かないよう、十分配慮されたものとなっております。

一方、歳出では、まちづくりと防災の拠点となる役場庁舎の建設事業が柱となり、さらには東日本大震災を教訓とした地域防災計画の策定や避難所備蓄用品の充実など、防災・減災

経費のほか、子ども医療費の拡大助成や高齢者世帯の見守り事業などが盛り込まれ、子供からお年寄りまでが安心して元気に暮らせるまちづくりに配慮された、きめ細かな予算案となっております。

このように、限られた財源が多く課題に有効に振り分けられ、厳しい中でも最善を尽くされた平成25年度一般会計予算案でありますので、全面的に賛成するとともに、適切な執行と平成25年度予算が将来に希望を与えるものとなることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第1、議案第27号 平成25年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、本案は委員会の報告のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第28号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 私は、議案第28号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論します。

国民健康保険は、最も経済的に弱い人たちが多く加入している健康保険であります。国保加入世帯の状況を見ますと、前年より43世帯の増加となり、2,347世帯となっています。保険税の軽減世帯を見ますと、7割軽減の世帯が677世帯28.8%を占めております。5割軽減世帯と2割軽減世帯を含めた軽減世帯全体では1,080世帯46.1%となり、低所得者世帯が約半数を占めることとなります。

また、所得別保険税の額を比べますと、所得200万円世帯で年額33万8,800円の保険税となり、所得の17%を保険税が占め、所得200万円以下の世帯が加入者全体の77%となり、低所得者に厳しい保険税の構造となっていることがはっきりとします。

今、町が、保険料を下げしてほしい、住民の切実な声に応えるためには、まず1つ、国民健康保険税の負担は応能負担の原則に立つこととあります。2つ目には、国民健康保険法44条に基づき、医療費一部負担金の免除申請制度の活用ができるようにすることとあります。3つ目に、国への国庫負担増をさらに求めることとあります。そして、国民健康保険事業の県単位の広域化はやめ、財政運用の都道府県化をもとに戻すことなどを国へ要求し、当面1世帯当たり2万円の減税を実施することを強く求め、反対します。

○議長（森 佐衛君） 賛成討論ありますか。

志田議員、どうぞ。

○8番（志田延子君） 私は、国民健康保険特別会計に賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険特別会計は、被保険者の相互扶助によって賄われる医療保険制度として、地域医療の確立と住民の健康保持・増進に大きく貢献しているところであります。

国民健康保険の加入状況は、単身世帯の増加等により町のほぼ半分が国保加入世帯となっております。

財政状況ですが、加入者に高齢者や低所得者層の増加等、大変厳しい状況にあります。また、インフルエンザの流行や高額医療患者の増加等の中で、少子高齢化や疾病構造による医療費対策を見据えた予算となっております。

中でも人間ドック・脳ドックの助成、特定健康診査における追加項目の充実など、保健事業費において今後の医療費削減に向けた内容となっております。

本予算は、事業の現状を踏まえ、被保険者の健康を守り、安心して医療を受けられるよう計上されており、厳しい財政状況の中での健全なる予算と判断し、賛成いたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第2、議案第28号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、原案可決でございます。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、本案は委員会の報告のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第29号 平成25年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 私は、議案第29号 平成25年度一宮町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論します。

本予算は、昨年度から始まった第5期介護保険事業計画の2年目の予算であります。高齢化社会に備えた介護予防教室や介護度重度化ボランティアの育成、紙おむつ支給事業の拡大は評価できます。

しかし、町の介護保険事業計画には、特別養護老人ホーム不足による深刻な待機者の実態に対応する特別養護老人ホームの計画がありません。

低所得者対策としての、特に住民税非課税の人や、介護保険料が普通徴収となる高齢者等への配慮として、自治体独自の保険料や利用料の減免制度の拡充もあわせて行うべきであります。

そして、国に対しては、国の財源による介護職員の抜本的な処遇改善や公費負担割合を引き上げるよう、要求を機会あるごとに強めることが求められます。

また、要介護認定者への障害者控除申請へのPRや適切なアドバイスなど、きめ細かな取り組みが求められております。

高齢化が進む中で、高齢者を社会全体で支えるという介護保険制度、本来の目的を果たすよう、一層の努力を求め、反対します。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございますか。賛成討論。

袴田議員、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 私は、介護保険特別会計に賛成の立場で討論いたします。

介護保険の被保険者数は、平成25年度にピークを迎え、数年の間に被保険者が急増することで高齢化が一層進展し、認知症の方や介護期間の長期化、そして介護する家族の高齢化など、家族による介護は十分な対応が徐々に困難となることが考えられます。

本年度の介護保険予算は、介護を必要とする人のために必要な介護サービスを総合的に提供する介護保険給付事業と、高齢者が生き生きと暮らしていくための介護予防事業が計上さ

れております。

特に、介護予防事業は、介護に頼らないように行われるものであるが、県の10割補助の介護度重度化防止事業や一般会計でもありますが、40歳から参加できる健康運動教室の開催など、介護予防に重点を置いた事業が実施されます。また、低所得者対策として、紙おむつの給付事業も始まります。

以上のような積極的な介護予防事業が計画されていることで、昨年度に比べて増額になりますが、適切な予算であるものと判断し、本予算に賛成といたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第3、議案第29号 平成25年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、本案は委員会の報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第30号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 私は、議案第30号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論します。

本制度は、2008年4月に後期高齢者医療制度は廃止をという世論が高まる中で、政権交代が生まれるほど強い反発の中でスタートした制度であります。

この制度は、75歳以上の人を国民健康保険やその他の健康保険から切り離し、高齢者だけ別の保険としたために、保険料は高齢者人口の増加とそれを支える医療費の増加という2つの要因などから、保険料は限りなく上がる仕組みとなっています。

また、この制度は、千葉県後期高齢者医療広域連合として千葉県全体を一つの機関で運営するため、地域に大病院のある都市部と無医村に近い農村部との格差や事務費の町村負担金

の割合など不公平感や問題点を是正できないまま今日を迎えています。

町は、保険料の徴収事務が主な仕事だけに、住民からのさまざまな声が上がっても、なかなか広域連合に反映できない制度となっています。こうした後期高齢者医療制度は廃止し、高齢者に優しい医療のできる老人医療制度に戻すことを国に強く要求することを求め、本予算に反対します。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ありますか。

室川議員、どうぞ。

○10番（室川常夫君） 後期高齢者特別会計、私は本案に賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を実施するために、平成20年度より施行され、被保険者に制度の理解を得られてきたところでありますが、高齢者の医療を国民全体で支えていくことで、現役世代と高齢者がともに支え合い医療を保障しております。

現在、基本健診の質の向上や人間ドックの助成もされ、順調に運営されております。しかし、75歳で制度が区分されること等に対する国民の十分な理解が得られなかったことなどさまざまな問題を抱える中、国では新たな高齢者医療制度についての検討が行われています。

本会計は、法律に基づき町が行うべき業務に関連した予算を経理するための特別会計であり、被保険者の健康を守り、安心して医療を受けられるように計上されており、よって本案に賛成したいと思います。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第4、議案第30号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、本案は委員会の報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第31号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

ありませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、議案第31号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定
についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、原案可決であります。本案を委員会報告のとおり
決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 全員起立。

よって、本案は委員会の報告のとおり可決いたしました。

会議開会后、1時間35分経過しましたので、休憩いたします。

再開は3時50分といたします。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時50分

○議長(森 佐衛君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意案第1号の上程、説明、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第6、同意案第1号 固定資産評価審査委員の選任につき、同意
を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長(玉川孫一郎君) 固定資産評価審査委員の同意について、説明を申し上げます。

今回同意をお願いする方は、一宮町東浪見5405番地の5の酒井芳人さんです。酒井さん
につきましては、平成22年3月24日から固定資産評価審査委員を務めていただき、今回2期目
を引き続きお願いするものでございます。

経歴につきましては、昭和56年3月に中央大学理工学部土木工学科を卒業後、昭和62年10
月に土地家屋調査士を取得、平成3年1月に一宮町に有限会社サカイ測量を開設して現在に
至っております。土地家屋調査士の資格を有していることから、固定資産評価審査委員には
適任と思われますので、再度同意をお願いするものです。

任期は、平成25年3月24日から3年間です。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、会議規則第80条に基づき、投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、投票により採決することに決しました。
議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（森 佐衛君） ただいまの議決議員数は15人です。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、吉野繁徳君と8番、志田延子君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（森 佐衛君） 念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載の上、投票をお願いいたします。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第82条により否とみなしますので、よろしくお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（森 佐衛君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

便宜上、投票箱が議席の前を通りますので、順次、投票願います。

（投票）

○議長（森 佐衛君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

7番、吉野繁徳君と8番、志田延子君の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（森 佐衛君） 投票結果を報告いたします。

投票総数15票。これは先ほどの議決議員数に符合いたします。

有効投票数15票、無効投票数ゼロ票、有効投票のうち賛成15票、反対ゼロ票、以上のとおりであります。

よって、原案のとおり酒井芳人さんを適任とし、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

◎同意案第2号の上程、説明、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第7、同意案第2号 副町長の選任につき、同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 副町長の選任について、ご説明を申し上げます。

選任を求める方は、一宮町一宮2456の4、芝崎 登さんです。生年月日は昭和24年3月31日生まれの63歳でございます。

芝崎さんは、千葉県立一宮商業高等学校を卒業後、昭和46年1月に一宮役場職員として採用になり、平成5年に議会事務局長に就任以降、学校教育課長、福祉健康課長、総務課長などを歴任され、平成21年4月1日から現在まで、副町長を務めていただいております。

皆さん、ご承知のとおり、大変行政に精通しており、人格識見も高く、適任者でございますので、引き続き副町長に選任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

任期は、平成25年4月1日から4年間です。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、会議規則第80条に基づき、投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、投票により採決することに決しました。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（森 佐衛君） ただいまの議決議員数は15人です。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、高梨邦俊君と10番、室川常夫君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（森 佐衛君） 念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載の上、投票をお願いいたします。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第82条により否とみなしますので、よろしく願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（森 佐衛君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

便宜上、投票箱が議席の前を通りますので、順次、投票願います。

（投票）

○議長（森 佐衛君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

9番、高梨邦俊君と10番、室川常夫君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（森 佐衛君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票。これは先ほどの議決議員数に符合いたします。

有効投票数15票、無効投票数ゼロ票、有効投票のうち賛成15票、反対ゼロ票、以上のとおり、全員賛成であります。

よって、原案のとおり芝崎 登君を適任とし、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎閉会の宣告

○議長（森 佐衛君） 以上で、本定例会に付されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第1回一宮町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員

〃 議員